

令和4年度 第4回杉並区外部評価委員会 次第

令和4年11月4日
中棟4階第1委員会室

1 本日の予定

2 所管課ヒアリング

- (1) 施策17 障害者の地域生活支援の充実
- (2) 事務事業51 監査委員・事務局の運営
- (3) 事務事業112 体育施設の維持管理
- (4) 事務事業259 学童クラブ事業
- (5) 事務事業48 選挙に関する常時啓発事務

3 その他

- 第5回外部評価委員会（入札監視）
12月上旬～中旬を予定しています。

<資料>

- 資料1 ヒアリング対象施策評価表・事務事業評価表
- 資料2 外部評価表（イメージ）

令和 4年度 杉並区施策評価表 I

施策	17	障害者の地域生活支援の充実							
目標	04	健康長寿と支えあいのまち							
施策担当課	障害者施策課			関係課	障害者生活杉並福祉保健サービス保健予防				
施策目標	<p>○誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。</p> <p>○住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別や程度に応じた住まいが整備されています。</p> <p>○障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。</p>								
活動指標				成果指標					
指標名 (1)	障害福祉サービス支給決定者数			指標名 (1)	グループホーム利用者数				
算式・指標説明	訪問・通所・居住系サービスを申請し、障害福祉サービス受給者証が発行された件数			算式・指標説明	杉並区内グループホームの利用者数				
指標名 (2)	障害者手帳所持者数			指標名 (2)	障害者地域相談支援センター相談件数				
算式・指標説明	身体障害者手帳所持者数+愛の手帳所持者数+精神障害者手帳所持者数 (実績値は翌年度の4月1日の数)			算式・指標説明	障害者地域相談支援センター3所分				
指標名 (3)				指標名 (3)					
算式・指標説明				算式・指標説明					
指標名 (4)				指標名 (4)					
算式・指標説明				算式・指標説明					
				指標名 (5)					
				算式・指標説明					
				指標名 (6)					
				算式・指標説明					
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値	目標年度			
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標	活動指標 (1)	1 件	3,103	3,103	3,117	3,117	3,195		
	活動指標 (2)	2 人	19,661	19,661	20,132	20,216	19,719		
	活動指標 (3)	3							
	活動指標 (4)	4							
成果指標	成果指標 (1)	5 人	227	235	245	245	276	245	令和3年度
	成果指標 (2)	6 件	27,274	30,000	30,414	30,000	34,470	30,000	令和3年度
	成果指標 (3)	7							
	成果指標 (4)	8							
	成果指標 (5)	9							
	成果指標 (6)	10							
施策コスト	事業費	11 千円	7,729,213	8,167,922	7,873,187	10,729,309	10,414,010	特記事項 障害者自立支援サービス等の実績増に加えて、予算事務事業の整理(統合)などにより事業費が増となっています。	
	(内) 投資的経費等	12 千円	0	0	0	0	0		
	(内) 委託費	13 千円	203,222	237,004	185,485	640,859	582,600		
	職員数	14 人	52.87	51.84	58.33	56.71	59.69		
	上記以外の職員	15 人	13.86	16.48	16.73	14.60	19.40		
	人件費 (14+15+16)	17 千円	481,538	471,935	526,911	523,312	552,688		
	総事業費 (11+17)	18 千円	8,210,751	8,639,857	8,400,098	11,252,621	10,966,698		
	国・都等からの補助金等	19 千円	5,295,168	5,474,721	5,488,521	5,794,890	6,116,943		
	総事業費伸び率 (計画、実績の対前年度比)	20 %			2.3	30.2	30.6		
	人件費比率 (17÷18)	21 %	5.9	5.5	6.3	4.7	5.0		

<p>施策を取り巻く環境 (社会情勢、国、都の動き、 区民意見等)</p>	<p>平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改められ、施設入所から地域生活への移行など、障害者が安心して暮らし続けられる地域づくりを積極的に目指すようになりました。</p> <p>さらに、平成28年には、障害を理由とする不当な差別の禁止と合理的配慮の提供を求める「障害者差別解消法」が施行されました。また、令和3年5月には、事業者に対する合理的配慮の提供の義務化や行政機関相互間の連携強化などを図るための法改正が行われました。</p> <p>このほか、平成30年4月には社会福祉法が改正され、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の整備を図ることとなりました。障害者分野においても、国の基本指針において、すべての自治体に令和2年度末までに障害者地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することとなりました。</p>
---	--

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と 評価結果)</p>	<p>障害者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、障害者地域相談支援センター(すまいる)において、きめ細かな相談を行うとともに、令和3年4月にはウェルファーム杉並内に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点を整備しました。また、介護者が疾病等で不在になった場合などの緊急時を想定して、障害者ごとに予め備えておく緊急時対応計画の作成や支援者派遣の仕組みをつくるなど、緊急時の相談・受入体制を整備しました。</p> <p>障害の重度化・高齢化に伴い、障害者施設の需要が一層高まる中、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、都有地を活用した知的障害者グループホーム(重度知的障害者通所施設等併設)の開設に向けて、整備・運営事業者の選定を進めました。このほか、グループホーム開設セミナーの開催やリーフレットでの周知を進め、令和3年度は新たに10施設のグループホームを開設し、目標値を超える利用者数の増となりました。</p> <p>権利擁護の取組では、障害の有無にかかわらず誰もが認め合い支え合う共生社会の実現を目指し、障害者への合理的な配慮が進むよう、障害者生活支援サイト「の一まらいふ杉並」などにより周知を図りました。なお、例年実施している障害者イベントを通じた普及啓発については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、規模を縮小して実施しました。</p>
--	--

<p>改善・見直しの方向 中長期</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 813 718 862"> <p>今後の施策の方向性</p> </td> <td data-bbox="718 813 1548 862"> <p>拡充</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 862 718 1272"> <p>今後の進め方</p> </td> <td data-bbox="718 862 1548 1272"> <p>障害者の地域生活支援体制については、緊急時対応コーディネーターが中心となり、緊急時対応計画の作成を進めていくとともに、この計画に基づき障害者が確実に支援を受けられるよう、緊急時ショートステイ等の体制を整えるなど、地域の支援体制づくりに取り組んでいきます。併せて、障害者の地域生活の支援に欠かせない福祉人材について、人材確保・育成の強化にも取り組みます。</p> <p>また、引き続き障害者グループホーム等の整備を進めるほか、介護保険サービスへの段階的な移行が必要な障害者に対して、個々の適性や状況に合わせたサービスを提供できるよう、高齢者分野と連携した取組を進めていきます。</p> <p>障害の理解促進と差別解消の取組では、区内の様々な場所で障害者への合理的な配慮が進むよう、障害当事者や支援者、地域住民等が一体となって、共生社会の実現に向けた働きかけを行っていきます。</p> </td> </tr> </table>	<p>今後の施策の方向性</p>	<p>拡充</p>	<p>今後の進め方</p>	<p>障害者の地域生活支援体制については、緊急時対応コーディネーターが中心となり、緊急時対応計画の作成を進めていくとともに、この計画に基づき障害者が確実に支援を受けられるよう、緊急時ショートステイ等の体制を整えるなど、地域の支援体制づくりに取り組んでいきます。併せて、障害者の地域生活の支援に欠かせない福祉人材について、人材確保・育成の強化にも取り組みます。</p> <p>また、引き続き障害者グループホーム等の整備を進めるほか、介護保険サービスへの段階的な移行が必要な障害者に対して、個々の適性や状況に合わせたサービスを提供できるよう、高齢者分野と連携した取組を進めていきます。</p> <p>障害の理解促進と差別解消の取組では、区内の様々な場所で障害者への合理的な配慮が進むよう、障害当事者や支援者、地域住民等が一体となって、共生社会の実現に向けた働きかけを行っていきます。</p>
<p>今後の施策の方向性</p>	<p>拡充</p>				
<p>今後の進め方</p>	<p>障害者の地域生活支援体制については、緊急時対応コーディネーターが中心となり、緊急時対応計画の作成を進めていくとともに、この計画に基づき障害者が確実に支援を受けられるよう、緊急時ショートステイ等の体制を整えるなど、地域の支援体制づくりに取り組んでいきます。併せて、障害者の地域生活の支援に欠かせない福祉人材について、人材確保・育成の強化にも取り組みます。</p> <p>また、引き続き障害者グループホーム等の整備を進めるほか、介護保険サービスへの段階的な移行が必要な障害者に対して、個々の適性や状況に合わせたサービスを提供できるよう、高齢者分野と連携した取組を進めていきます。</p> <p>障害の理解促進と差別解消の取組では、区内の様々な場所で障害者への合理的な配慮が進むよう、障害当事者や支援者、地域住民等が一体となって、共生社会の実現に向けた働きかけを行っていきます。</p>				

令和 4年度 杉並区施策評価表Ⅱ（施策を構成する事務事業）

(00019)

【施策 17】 【施策名称 障害者の地域生活支援の充実】 ※金額の単位は千円

整理番号	事務事業名称	実行計画事業	主要事業	令和 3年度 事業費	人件費	総事業費	施策から見た 事業の方向性
1	175 障害者自立支援サービス			7,866,442	131,282	7,997,724	推進（拡充）
2	177 障害者の日常生活支援			129,515	32,139	161,654	現状維持
3	178 障害者利用者負担軽減			7,825	334	8,159	現状維持
4	183 生活リハビリ事業			1,788	39,554	41,342	現状維持
5	184 障害者入所施設への入所者推薦			122	8,009	8,131	現状維持
6	185 障害者手帳の交付等			1,114	34,925	36,039	現状維持
7	194 障害者グループホームの支援			142,901	11,890	154,791	推進（拡充）
8	195 障害者の権利擁護の推進	○		661	21,722	22,383	現状維持
9	197 障害者の地域生活支援体制の充実	○		209,404	123,801	333,205	推進（拡充）
10	198 発達障害者支援の充実	○		1,757	8,711	10,468	推進（拡充）
11	200 障害者生活支援サービス			69,710	19,854	89,564	現状維持
12	201 障害者手当等支給		○	1,954,931	74,638	2,029,569	現状維持
13	218 基幹相談支援センター等の維持管理			4,943	1,856	6,799	現状維持
14	224 障害者グループホーム等の整備	○		9,207	1,470	10,677	推進（拡充）
15	307 障害者施設入所者等に対する健診			6,649	9,730	16,379	現状維持
16	321 精神保健・難病対策②	○	○	7,041	32,773	39,814	現状維持
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
合計				10,414,010	552,688	10,966,698	

施策を構成する事務事業に関する特記事項

施策の総括評価(平成24年度～令和3年度)

施策17 障害者の地域生活支援の充実

障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが求められる中、障害者グループホーム等の整備を推進した結果、平成24年度と比較して施設数が増加しており、グループホーム利用者数の実績は令和3年度の目標値を上回りました。

また、平成25年度には、地域の障害者の相談支援を担う障害者地域相談支援センターを区内3か所に設置するとともに、令和3年度に基幹相談支援センターを設置し地域生活支援拠点を整備しました。このほか、障害者への差別解消や権利擁護、虐待防止対策を推進するなど、障害者の地域生活支援体制の充実に取り組みました。

令和4年度を始期とする新総合計画等においては、施策を再構築し、障害者の地域生活支援・就労機会・就労支援それぞれの取組を一体的に進めていきます。身近な地域で充実した生活が続けられるよう、障害者のニーズを踏まえた通所施設やグループホームなど住まいの確保や就労支援の推進・拡充に取り組みます。障害者の社会参加支援の観点では、障害者の集える場の充実やスポーツ等を通じた地域活動への参加促進、共生社会実現に向けた合理的配慮の提供など各取組を推進していきます。

指標名	ホップ		ステップ		ジャンプ		
	H24年度 (2012) 実績	H26年度(2014)		H30年度(2018)		R3年度(2021)	
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
グループホーム利用者数	141人	180人	149人	224人	215人	245人	276人
障害者地域相談支援センター相談件数	—	—	20,798件	30,000件	28,143件	30,000件	34,470件

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 175

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	障害福祉サービス費等の支給		3,195	人
	補装具費の助成	790	件	88,272
	その他 (自立支援医療費、区分認定審査会実施ほか)			967,600
事業実績	<p>利用者の申請に基づき、介護給付のサービスに必要な障害支援区分の調査を行いました。また、障害支援区分、サービス等利用計画案及び法に定める勘案事項を踏まえて、障害福祉サービスの支給決定を行い、障害福祉サービス受給者証を発行しました。</p> <p>事業者からの給付費の請求内容が支給決定内容と相違ないか審査し、給付費の支払いを行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>障害福祉サービス利用実績の推移 ※4月に請求のあった3月給付実績数。補装具費は年間実績数</p> <p>訪問系サービス・その他 令和元年度624人 令和2年度629人 令和3年度622人</p> <p>日中活動系サービス 令和元年度1,795人 令和2年度1,800人 令和3年度1,912人</p> <p>居住系サービス 令和元年度666人 令和2年度681人 令和3年度731人</p> <p>補装具費 令和元年度1,036件 令和2年度852件 令和3年度790件</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、就労系サービスにおける在宅支援など、新たな形態でのサービス提供が行われるようになりました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>事業所には、障害福祉サービス等が利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症等が発生した場合でも、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であり、適切なサービス提供が求められます。</p> <p>障害者が地域社会の中で自立した生活をするための場であるグループホームの開設が進んでいることから、共同生活援助の利用者が今後増えていくことが見込まれます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>障害福祉サービスを利用したい方から相談を受け、個々の状況に応じて必要なサービスの支給決定をしています。支給決定した方はほぼ全員がサービスを利用しており、必要な方に必要な支援を提供できていると考えています。</p>
評価と課題	<p>障害福祉サービスは障害者が地域で安心して生活するために欠かせないサービスであることから、公平な支給を担保しつつ遅滞なく支給決定ができるよう取り組みました。</p> <p>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等がされました。</p> <p>サービス提供に当たっては、相談支援事業所との情報の共有化を十分に図りながら進めていきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	<p>就労継続支援や就労定着支援などの就労系サービスや共同生活援助の利用者が年々増加しており、給付費も拡充していることから、各障害福祉サービスの利用状況や給付実績を踏まえた予算編成が必要となります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00175)

事務事業名称	障害者の日常生活支援	款	04	項	01	目	03	事業	005	整理番号	177	
現担当課名	障害者施策課	係名	管理係			連絡先 電話番号	1143		昨年度 整理番号	183		
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実						予算事業区分	既定事業				
事業開始	平成18年度											
令和 3年度 担当課名	障害者施策課						事業評価区分	一般				

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	身体障害者、知的障害者、精神障害者などで、各事業ごとに支援を必要とするもの	根拠法令等	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条、 (2) 杉並区重症心身障害児者在宅レスパイト訪問看護事業実施要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○障害者が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	活動指標	指標名 (1) 日常生活用具の延給付・貸与件数 指標説明
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○支援を必要とする障害児者に、日常生活用具の給付・貸与、訪問入浴サービス、日帰りショートステイ等のサービスを給付または提供する。 ○重症心身障害児(者)・医療的ケアを要する障害児に、看護師が自宅に向いてケアを代替し、介護者の休息を図る在宅レスパイト訪問看護事業を実施する。	指標名 (2)	訪問入浴サービス延利用者数
		成果指標	指標名 (1) レスパイト訪問看護事業延利用者数 指標説明
		指標名 (2)	日帰りショート延利用件数 指標説明

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)	
活動指標 (1)	1 件	6,634	6,700	7,522	7,600	6,987	7,100	91.9	93.1	
活動指標 (2)	2 人	2,329	2,400	2,148	2,400	2,162	2,400	90.1		
成果指標 (1)	3 人	216	156	219	156	266	180	170.5		
成果指標 (2)	4 件	1,328	1,613	912	1,521	1,094	1,612	71.9		
事業費	5 千円	144,003	148,833	135,998	139,142	129,515	150,971	特記事項		
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0			
(内) 委託費	7 千円	46,638	50,229	39,916	51,160	45,108	54,256			
職員数	常勤職員数 (再任用含)	8 人	1.73	1.51	1.70	3.35	3.61	3.15		
	上記以外の職員	9 人	0.50	0.50	0.50	0.50	0.55	0.95		
人件費	常勤職員分 (再任用含)	10 千円	15,082	13,164	14,455	28,485	30,118	26,280		
	上記以外の職員	11 千円	1,540	1,540	1,814	1,814	2,021	3,491		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	160,625	163,537	152,267	169,441	161,654	180,742			
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	24,212	24,409	20,243	22,295	23,136	25,457			
財源	受益者負担分	14 千円	1,832	1,906	1,782	2,065	1,750	2,040		
	国からの補助金等	15 千円	42,273	42,629	40,614	43,040	37,596	44,290		
	都からの補助金等	16 千円	21,137	21,315	22,432	24,128	20,922	25,422		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	65,242	65,850	64,828	69,233	60,268	71,752		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	95,383	97,687	87,439	100,208	101,386	108,990			
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1			

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 177

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	日常生活用具の給付・貸与	6,987	件	84,354
	訪問入浴サービス委託	2,162	回	26,791
	重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業委託	266	人	6,430
	日帰りショート事業委託	1,094	件	11,538
	その他(事務費・郵送料)			402
事業実績	<p>重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業は、利用者数29人、利用回数266回となりました。訪問入浴サービスは7名の新規登録と10名の廃止があり、総実施回数は前年度より14回増加しました。日常生活用具の給付・貸与は総数6,987件で、そのうち排泄管理支援用具が6,644件でした。日帰りショートステイ事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実績が減少していましたが、令和3年度は1,094件、325.75日分の利用実績となり、回復しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見(期待・要望・苦情等)	<p>平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、各事業の再編を行いました。平成25年度には、障害者総合支援法が施行されました。日帰りショート事業は、平成26年4月からニーズの高かった未就学児を新たに対象とし事業を拡充しました。事業者の人員確保や送迎などを望む声があります。</p> <p>平成26年度には在宅レスパイト訪問看護事業を開始しました。平成29年度以降対象者が急増しています。</p> <p>日常生活用具の給付品目については、利用者からの要望等に的確に対応するため、毎年、給付品目を見直しています。</p>
事業の今後(3~5年)の予測と方向性	<p>在宅レスパイト訪問看護事業については、令和3年度に医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職防止を目的とする医療的ケア児支援法が施行されたことから、今後ニーズが高まると予測しています。支援を希望する方が利用しやすいように、当事者や関係機関への周知を行っていきます。</p> <p>入浴サービスについては、障害の重度化や介護者の高齢化などから、今後も利用者が増加していくと予測されるため、サービスを必要とする方が確実に利用できるよう制度の充実を図っていきます。</p>
計画(目標値)に対する実績(指標の分析等)	<p>在宅レスパイト訪問看護事業は、在宅で生活する医療的ケア児が増えており、また、対応する訪問看護ステーションも増えていることから、ここ数年実績が増加しています。</p> <p>日常生活用具の給付・貸与及び訪問入浴サービス事業については、いずれも申請に基づき提供するもので、実績は年度ごとに増減しています。</p> <p>日帰りショートステイについては、新型コロナウイルスの影響により、利用件数が令和2年度に引き続き目標値を下回りましたが、令和3年度は前年度比約200件の増となりました。</p>
評価と課題	<p>在宅レスパイト訪問看護事業は、医療的ケアを要することで通常の子育てより不安が強くなっている保護者への心理的ケアにも有益な事業です。また医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の切れ目のない支援への連携の強化や支援体制の整備が求められています。入浴サービスは、重度障害の方の清潔を保ち生活の質の向上に寄与していますが、コロナ禍による事業者の人員確保が十分にできず訪問時間の変更や遅延等が一時的に発生しました。その後、事業者への指導や委託料の変更等により人員の確保を図りました。日常生活用具の給付・貸与については、利用者の声や他自治体の状況も踏まえながら、今後も適宜品目の見直し等を行っていきます。日帰りショートステイについては、コロナ禍においても安心して利用できるよう、受入れ体制を整備していきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性(見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し(改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>在宅レスパイト訪問看護事業については、令和4年度から法の施行により、家族の就労等により介護ができない場合についても利用可能になり対象が拡大し、医療的ケア児の中でもより高度な看護技術が必要とする児童が増えており、今後も利用実績が伸びていくと予測しています。</p> <p>訪問入浴については、サービスを安定的に提供できるよう4年度から複数事業者と契約を行いました。利用者が事業者を選べることとなり、これまで利用をあきらめていた方々の申請の増加を見込んでいます。</p> <p>日常生活用具の給付・貸与については、年度ごとに実績が増減していることから、過去3年程度の実績を踏まえ、予算を積算します。</p> <p>日帰りショートステイについては、令和5年度も新型コロナウイルスの影響が見込まれますが、最新の利用状況等を勘案し、コロナ禍前の実績を踏まえた支出を見込みます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 178

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	義務教育就学児補装具自己負担助成		218	件
	中等度難聴児補聴器購入自己負担助成	11	件	779
	その他 (消耗品の購入、郵券購入ほか)			1
事業実績	義務教育就学児童の補装具費については、件数はほぼ横ばいである一方で、事業費については高額な品目の件数が多かったことなどにより増加しました。 中等度難聴児の補聴器購入費の一部助成は、年度ごとに増減があります。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	補装具費については、平成18年10月の国における障害者自立支援法の完全施行に伴い、平成19年4月から区制度が開始され、この仕組みは障害者総合支援法においても維持されています。 また、中等度難聴児の補聴器購入費自己負担助成は、平成25年12月から制度を開始しました。 補装具費については、成長過程に応じた購入や修理が必要であり、児童の保護者からは所得制限のない現制度を継続してほしいとの声があります。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	義務教育就学児童の補装具費自己負担助成については、助成要件に所得制限を設けておらず、所得の高い世帯でも助成が可能となっているため、事業規模は年々増加しており、この傾向は今後も続いていくものと見込んでいます。 障害児の発達支援及び養育する保護者の経済的負担を軽減するため、引き続き現制度を継続していきます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	義務教育就学児童の補装具費自己負担助成件数については計画を下回る数値となっていますが、助成額については計画を超える数値となっています。これは事業の対象者により助成額の多寡があるため、計画の設定が難しくなっています。
評価と課題	義務教育就学児を対象とした補装具費自己負担分全額助成により、成長過程にある義務教育就学児のいる子育て世帯が、児童の成長に合わせて必要となる補装具を購入・修理しやすい環境を整えています。 中等度難聴児の補聴器購入費自己負担助成については、言語習得やコミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の健全な発達に寄与しています。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	国で平成30年4月から導入となった義務教育就学児童の補装具費自己負担分助成制度補装具の「借受け」については、まだ品目等も限られており、なかなか進んでいないのが現状です。 また、中等度難聴児の補聴器購入自己負担助成は、対象者の把握が非常に難しい状況にあります。 難聴児学級や医療機関などへの周知も検討しながら、今後も必要な児童がサービスを受けられるよう努めていきます。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 183

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	利用者日常生活訓練・各種相談等			
	高次脳機能障害者の支援等	370	件	276
	その他 ()			
事業実績	<p>生活リハビリ事業は、随時受け入れを行い、述べ利用者はほぼ目標値に達しています。 新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、相談件数も令和2年度よりも増加しています。 また、就労等につながった利用者は、復職支援など就労移行支援機関との連携がスムーズに行え、増加しています。医療機関との連携による医療相談や高次脳機能障害に関する普及啓発等を推進するため、高次脳機能障害者支援セミナーを年2回開催し延べ47名の参加がありました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>平成18年度から生活リハビリ事業及び高次脳機能障害者相談支援事業を区の直営事業として開始し、合わせて関係機関等への支援、セミナー等の開催、専門相談業務を実施しています。 開始当初は、杉並保健所内に拠点を持ち、生活リハビリ事業の場所を障害者福祉会館にて実施しましたが、平成25年度からは事業拠点を杉並障害者福祉会館内に移し運営しています。 生活リハビリ事業を通して生活能力の向上や復職等が実現し、本人や家族から高評を得られています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>中途障害者 (高次脳機能障害者含む。) が地域で自立した生活が送れるよう、障害特性に配慮した生活リハビリ事業を実施し、グループ内での創作活動やレクリエーション等のプログラムを通して能力の向上や日常生活を送るうえでの課題解決に向けた支援を進めます。 また、高次脳機能障害者やその家族が抱える問題等の相談を受けるとともに、関係機関と連携して就労や障害福祉サービス等の情報提供など支援の充実を図ります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>高次脳機能障害者相談支援件数、生活リハビリ事業への参加率、就労等へつながった率などいずれも令和2年度実績を上回っています。 新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化や事業の抑制はまだ見られますが、事業の周知方法や就労支援機関との連携を強化し、相談件数や参加者等の増加に取り組みます。また、事業方法や内容等の検証を行い、利用者ニーズに即した事業の実施に努めます。</p>
評価と課題	<p>高次脳機能障害者などの中途障害者の社会復帰に向けての支援は、一人ひとりの状況にあった社会参加の場を得て、地域生活及び家庭生活が再構築されることが目的です。 生活リハビリ事業は、グループ活動を通して高次脳機能障害等の特性に配慮したリハビリテーションとしての機会とするとともに、情緒や行動の問題を軽減していきます。 高次脳機能障害者の症状は多様であることから、多岐にわたる支援ニーズを踏まえた多くの機関の連携による支援体制の整備に努めます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善) ・対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ現在の事業の見直しを行います。高次脳機能障害者やその家族が抱える課題やニーズの把握をし、障害特性に応じた支援を推進します。 また、関係機関とのネットワークの強化やICTの活用など社会状況に合わせた支援に取り組みます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 184

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	しもたか希望の家ibuki入所者推薦連絡会の開催		1	回
すだちの里すぎなみ入所者推薦連絡会の開催		1	回	41
永福南社会福祉ガーデン入所者推薦連絡会の開催		1	回	40
	その他（ ）			
事業実績	すだちの里すぎなみ入所者推薦連絡会を1回、しもたか希望の家ibukiの入居者推薦連絡会を1回、永福南社会福祉ガーデンの入所者推薦連絡会を1回開催しました。			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	すだちの里すぎなみは、おおむね3年間を入所期間とする地域移行型の施設であるため、退所があった場合に備え、予め入所者推薦連絡会において入所希望者の優先度を付し、施設に推薦します。マイルドハート高円寺と永福南社会福祉ガーデンは長期利用者が多く、定員に空きが出ない状態が続いているため、空き定員が発生した際、推薦連絡会を開催することとしています。区有地等を活用したグループホームについては、入所者に不足が生じた場合に推薦連絡会を開催し、施設に推薦します。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	入所者推薦連絡会の運営については、公平性及び透明性を確保した施設入所推薦を引き続き行います。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	今後、新規施設の募集がある際は、その需要を加味して目標値の設定します。
評価と課題	入所者推薦連絡会では、入所希望者の家族や在宅状況、障害の程度など総合的な判断による選考基準を作成しています。より公平性・透明性及び入所希望者の実態が反映できるよう障害支援区分の調査票を活用することで、優先度を付し施設への推薦を行いました。今後も引き続き、公平性・透明性を確保しながら、入所希望者の推薦を効率的に行います。

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	区有地を活用した入所施設やグループホームの開設等の際に入所者推薦連絡会を開催します。入所希望者の推薦にあたっては、推薦基準や理由等の透明性・公平性の確保を図ります。令和4年度は、新たな施設開設の予定はないことから、入所者推薦は年2回となります。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 185

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	障害者手帳関係郵送料等事務費			
	その他 ()			
事業実績	<p>障害者と障害児の保護者からの申請により、障害者手帳の交付を行いました。また、手帳を持つことで受けられる様々な福祉サービスを案内するとともに、補装具や日常生活用具・自立支援医療（更生医療）・障害福祉サービス等の相談対応を行いました。令和3年度の手帳やサービスに関する申請などの相談件数は、身体障害者16,884件、知的障害者3,400件でした。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>障害者手帳所持者の割合は、区の総人口に対し身体障害は2.15%、知的障害は0.48%です。身体障害の種別では肢体不自由が最も多いですが、近年は、心臓や腎臓などの内部障害を持つ方が増加しています。一方、医療の進歩や機能回復訓練により障害程度が変化する事例も増加していることから、平成14年度より障害再認定制度が導入されました。障害者手帳は東京都による認定のため、申請から交付までに時間を要することから、迅速な対応が求められています。令和3年度には障害者相談の窓口を統合する組織改正を行い、手帳の交付から各種サービスの手続きや相談がワンストップで出来るようになりました。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>障害者手帳（身体及び知的）には、有効期限がないため、事業対象者が大幅に変動することはありませんが、身体障害者手帳所持者は65歳以上の高齢者が66.3%を占めており、高齢化の進展に伴い、手帳の取得者が増加していくことが予測されます。また、愛の手帳も知的障害に対する認知度が高くなってきたことから、増加していくことが予測されます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>令和3年度から障害者の相談体制を再編成し、福祉事務所の受付窓口を障害者施策課に統合して、障害者手帳の交付とともに、各種の申請手続きや相談を一元的に行う体制となりました。これにより、多岐に渡るサービス等の案内と専門的な相談対応が出来るようになり、知的障害者の相談件数が大幅に増加しています。</p>
評価と課題	<p>障害者が各種の福祉サービスを受けながら地域で生活していくためには、障害者手帳の交付が必要となります。申請を受けてから速やかに交付できるよう、東京都への進達処理を迅速に行っています。また福祉サービスは種類や制度も幅広く、手続き先がわかりにくいといった課題を解決するため、福祉事務所での相談機能を統合し、障害者施策課において各種の手続きが一元的にできる組織改正を行いました。障害者の相談は手帳の取得やサービス・生活に関する事など多岐に渡るため、引き続き丁寧な説明や案内が求められています。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>障害者手帳は障害者が各種の福祉サービスを受けるために必要とされることから、予算は現状維持としつつ、申請者の利便性の向上と事務処理の効率化を図っていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 194

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	精神障害者グループホーム運営助成（ユニット数）		51	所
	グループホーム入居者への家賃助成	212	人	55,379
	障害者グループホーム地域ネットワーク事業委託			3,744
	医療連携型・重度障害者対応型グループホーム体制強化支援事業助成	3	所	30,940
	その他（地域移行支援事業補助金ほか）			3,830
事業実績	<p>精神障害者が入居している都内グループホームの設置法人に対し、施設借上費を支出することで、精神障害者の家賃負担の軽減を図るとともに、身体及び知的障害者を対象に、収入に応じて家賃助成を行いました。また、医療的ケアが必要な障害者のための医療連携型グループホーム・重度の身体・知的障害者を支援する重度障害者対応型グループホームに運営費の助成を行いました。</p> <p>さらに、障害者グループホーム地域ネットワーク事業により、区内グループホーム同士の相互交流の場として、研修会や情報交換の場を設ける取組を行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>障害者のグループホームは、平成28年度末に、知的障害者対象35所、精神障害者対象7所、身体障害者対象2所だったのが、令和3年度末にはそれぞれ、56所、10所、3所に増えました。</p> <p>知的障害者グループホーム（区長指定型）は当初5所、平成23年度からは2所となり、平成30年12月以降は1所となりました。</p> <p>障害者が住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとした住まいの確保が求められています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>グループホームの開設が進んでいることから、共同生活援助の利用者が今後も増えていくことが見込まれます。</p> <p>また、長期入院している精神障害者の地域移行に向けて、精神障害者グループホームがその受け入れ先となっており、社会復帰を目指し地域で単身生活していく上で重要な役割となっています。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>知的障害者のグループホーム入所者が増えることで、家賃助成の実績も増えています。</p> <p>精神障害者グループホームの多くは、一定期間（3年間）を経過した後に地域での単身生活へ移行することを目指し、移行のための支援をする通過型のグループホームです。地域への移行は年間10～15人程度で推移しており、令和3年度の実績は12名でした。</p>
評価と課題	<p>精神障害者が入居している都内グループホームに対する施設借上費により、精神障害者の家賃負担の軽減を図るとともに、身体及び知的障害者を対象に家賃助成を行うことで、グループホームへの入居が可能になるなど、地域生活の定着推進に寄与しています。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障害者のための医療連携型グループホーム、重度の身体・知的障害者を支援する重度障害者対応型グループホームに運営費の助成を行い、グループホームが安定的・継続的に運営できるよう適切な支援を行っていきます。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	<p>グループホームの開設数は年々増加しており、家賃助成の対象者も増えています。障害者がグループホームを利用し、継続して地域生活を行う上で家賃助成や施設借上費は大変重要であり、利用状況を踏まえた予算編成が必要となります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00680)

事務事業名称	障害者の権利擁護の推進	款 04	項 01	目 03	事業 037	整理番号	195
現担当課名	障害者施策課	係名	管理係	連絡先 電話番号	1142	昨年度 整理番号	210
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	平成27年度	実行計画事業	目標 04	施策 17	計画事業 03		
令和 3年度 担当課名	障害者施策課			事業評価区分	一般		

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	区民、区職員、民間事業者	根拠法令等 (1) (2)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○障害者差別の禁止や合理的配慮の提供など障害者の権利擁護に関する理念の普及に努める。 ○障害者に対する虐待の未然防止のため、地域における支援のネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用援助など養護者等の負担軽減を図る。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	区民・職員・関係機関向け講演会・研修会の実施回数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○区民及び民間事業者等に対し、障害者差別の禁止や合理的配慮など障害者の権利擁護に関する普及啓発を行う。 ○区職員が適切な区民対応をできるよう、職員対応要領の周知や研修などを行う。 ○障害者虐待防止法に基づき、通報等を受理し、事実確認をするとともに個々の状況に応じて対応し、支援機関につなぐなど継続的な支援を行う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	講演会・研修会参加者数 障害者虐待防止研修 (グループホーム世話人対象) 参加者数

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 回	3	3	0	3	1	3	33.3	41.0
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3 人	217	300	0	300	30	300	10.0	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	1,331	1,454	610	1,612	661	2,424	特記事項 研修会や会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部のみの開催となりました。 また、虐待が発生した際に緊急対応ができるよう、一時保護を行うための居室確保を実施していますが、対応を要する事案が発生しなかったことから執行残が発生しました。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	308	51	31	58	51	1,058		
職員数	8 人	2.80	2.43	3.50	3.70	2.60	2.80		
	9 人	3.00	3.00	0.30	0.10	0.10	0.10		
人件費	10 千円	24,410	21,185	29,761	31,102	21,354	23,022		
	11 千円	9,240	9,240	1,088	363	368	368		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	34,981	31,879	31,459	33,077	22,383	25,814		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	11,660,333	10,626,333	0	11,025,667	22,383,000	8,604,667		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	611	616	616	599	598	506		
	16 千円	508	522	523	471	470	422		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	1,119	1,138	1,139	1,070	1,068	928		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	33,862	30,741	30,320	32,007	21,315	24,886		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 195

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	障害者差別解消支援地域会議開催		2	回
	障害者虐待防止研修 (グループホーム世話人対象)	1	回	61
	その他 (障害者差別解消に向けた啓発用品等)			452
事業実績	<p>障害理解を深めるための障害者差別解消支援地域会議について、本会を2回開催し、令和2年度に行った民生委員及び児童委員を対象とした調査結果の周知や、令和4年度から開始する共生社会の実現に向けた新たな取組について検討を行いました。</p> <p>障害者虐待防止研修は、グループホーム世話人を対象に講義とグループワークを行いました。</p> <p>その他、区の職員が障害者への合理的配慮を率先して実践していくため、新任職員を対象とした研修の実施や障害者活躍推進計画に関するアンケートの実施等を行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待に関する対応窓口を開設し、平成25年4月からは基幹相談支援センターと虐待防止センターの機能を併せ持つ地域ネットワーク推進係を設置しました。令和3年4月からは地域の相談支援体制のとりまとめや整備、ネットワーク構築の強化を図るために、基幹相談支援センターを設置したことに伴い、虐待防止の業務も基幹相談支援センターに移行しました。</p> <p>平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、区においても、区職員の服務規程としての職員対応要領の策定や、障害者差別解消支援地域会議を設置し、障害者への合理的配慮に関する取組を進めています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>令和3年5月に民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供を義務付ける改正障害者差別解消法が成立したことを踏まえ、区では、障害の有無によって分け隔てることなく、障害者が地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向け、区内事業者等への普及啓発に取り組んでいく必要があります。また、行政サービスにおいて合理的配慮の不提供がないよう、引き続き啓発や研修を実施していきます。</p> <p>障害者虐待防止に関しては、令和4年度から虐待防止委員会の設置が義務化されたことの周知を図るとともに、障害福祉サービスの管理者など組織を取りまとめる職員や、現場の職員を対象とした研修の開催など、事業所や職員の意識改革を図っていきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>令和3年度は、講演会・研修会について、新型コロナウイルス感染拡大の状況により一部中止としつつも、感染防止策を講じながら可能な範囲で開催しました。</p>
評価と課題	<p>法により、障害のある方への合理的配慮の提供が求められていますが、令和3年度に実施した区民意向調査では、合理的配慮の認知度は4割程度にとどまっており、引き続き普及啓発に力を入れる必要があります。今後は、令和元年度に実施した障害当事者への「良かったこと調査」などの各種調査結果を活用し、合理的配慮の提供を地域に広めていく取組を行っていきます。</p> <p>障害者虐待防止に関しては、虐待の早期発見や未然防止のために、通報義務の周知や関係機関や地域の見守りなど、支援のネットワーク構築を進めていきます。また、地域自立支援協議会などでの議論を通して、虐待の未然防止に取り組んでいきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	<p>合理的配慮の提供を効果的に広めていくためには、区内の様々な場所での提供状況を把握した上で働きかけていくことが必要です。令和4年度に区内障害者に求められる場の調査を実施し、令和5年度にはその調査結果をもとに、その場が誰にとっても過ごしやすいものとなるよう、合理的配慮の提供を進める働きかけを行っていきます。</p> <p>障害者虐待防止に関しては、通報義務の周知を図り、関係機関や地域の見守りなどのネットワーク構築を進めていきます。通報等に適切に対応できるよう、在宅医療・生活支援センターの支援会議を活用し、法律や医療の専門家から助言を受けるなど支援者の専門性と対応力の向上や関係機関との連携強化を図っていきます。また、障害福祉サービス事業所の管理者等に向け、虐待防止委員会の設置の義務化を周知し、虐待の未然防止に向けた体制整備を進めていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00780)

事務事業名称	障害者の地域生活支援体制の充実			款	04	項	01	目	03	事業	042	整理番号	197
現担当課名	障害者施策課		係名	管理係		連絡先電話番号	1143		昨年度整理番号	212			
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実							予算事業区分	既定事業				
事業開始	平成25年度	実行計画事業	目標	04	施策	17	計画事業	01					
令和 3年度担当課名	障害者施策課							事業評価区分	一般				

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者、知的障害者、精神障害者及び介護者など ○障害福祉サービスの事業者、相談支援事業者など 	根拠法令等	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (2) 杉並区障害者地域相談支援センター運営事業実施要綱ほか
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしているような、地域の相談支援体制を整える。 	活動指標	指標名 (1) 障害者地域相談支援センターでの相談件数 指標説明 障害者地域相談支援センター3所合計の年間相談件数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターをはじめとした障害者の相談支援体制の強化を図る。 ○精神科病院長期入院者の地域生活への移行を促進する。 ○家族等が介護できなくなった場合などの緊急時に障害者を受入れ・支援する地域の体制を整える。 ○高齢化・重度化した障害者に対応できる人材の確保・育成を図る。 	成果指標	指標名 (1) 精神障害者グループホーム活用型ショートステイ専用居室稼働日数 (年間) 指標説明
		指標名 (2)	指標説明

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 件	27,274	30,000	30,414	30,000	34,470	35,000	114.9	86.2
活動指標 (2)	2 所								
成果指標 (1)	3 日	348	480	174	480	284	480	59.2	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	175,835	207,616	167,501	242,954	209,404	226,726	特記事項 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急時受入事業の実績がなく、福祉人材育成のための研修等についても、一部のみの実施となりました。令和3年度から基幹相談支援センター及びすまいるに生活支援コーディネーターを配置したことにより、事業費が増加しています。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	129,813	160,569	121,855	194,251	162,989	178,236		
職員数	8 人	11.52	11.20	11.50	10.78	12.81	12.91		
	9 人	0.00	0.00	3.90	2.00	5.25	3.60		
人件費	10 千円	96,043	93,253	94,153	89,506	104,507	105,341		
	11 千円	0	0	14,149	7,256	19,294	13,230		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	271,878	300,869	275,803	339,716	333,205	345,297		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	9,968	10,029	9,068	11,324	9,667	9,866		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
受益者負担分	15 千円	0	0	5,061	9,178	8,350	8,346		
国からの補助金等	16 千円	6,988	5,471	4,292	4,291	3,905	4,730		
都からの補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
その他の補助金等	18 千円	6,988	5,471	9,353	13,469	12,255	13,076		
特定財源計 (14+15+16+17)	19 千円	264,890	295,398	266,450	326,247	320,950	332,221		
差引：一般財源 (12-18)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
受益者負担比率 (14÷12)									

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 197

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	障害者地域相談支援センター(すまいる3所) 委託	3	所	123,256
	障害者ショートステイ運営助成	3	所	44,604
	グループホーム活用型ショートステイサービス委託	2	所	5,361
	障害者24時間安心サポート事業委託	1	所	2,508
	その他 (地域自立支援協議会・新型コロナウイルス対応生活支援事業等)			33,675
事業実績	<p>令和3年4月に基幹相談支援センターを設置し地域生活支援拠点を整備するとともに相談支援体制の見直しを行いました。障害者地域相談支援センター3所の相談件数は、令和3年度には延べ34,470件と令和2年度から4,056件増加しました。グループホーム活用型ショートステイサービス事業は利用延べ日数は284日と令和2年度から110日増加しており、精神科病院からの相談も増えています。介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、区立施設を活用して、障害者への生活支援を行う事業を令和2年度から実施しており、令和3年度は2人の受入を行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>平成15年に措置制度から支援費制度へ移行し、平成18年に障害者自立支援法、平成25年度には障害者総合支援法の施行により民間の相談支援事業所の役割が拡大しました。平成25年に区の福祉事務所の相談体制の見直しを行い、地域の障害者の相談支援を担う障害者地域相談支援センター(すまいる)3所を設置し相談支援体制の充実を図りました。また、地域の障害者の支援体制の整備・充実を図るため、平成19年度から地域自立支援協議会を設置しています。令和3年度にはさらなる相談支援体制の機能強化に向けウエルファーム杉並に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点を整備しました。障害者の高齢化や重度化が進んでおり、地域生活を継続するための相談支援や社会資源の整備と支援のネットワーク構築、従事する職員の確保・育成が求められています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>基幹相談支援センターの設置により、地域生活支援拠点機能が整備されたことで、今後は基幹相談支援センター及びすまいるに配置されたコーディネーターを中心に、介護者の急病などにより緊急時の対応が必要な障害者に事前に備えておく緊急時対応計画を作成する取組を計画的に進めていきます。また、短期入所、居宅介護、重度訪問介護など、緊急時対応事業を実施する事業者を増やし、地域で5日程度の緊急時対応を行える体制を整えます。緊急時などにも地域の関係機関が連携して障害者の生活を支援できるようなネットワークの構築にあたっては、個々の緊急時対応計画作成の過程で抽出された地域の課題を含め、その解決に向けた議論を地域自立支援協議会を中心に行っていきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>障害者地域相談支援センターの相談件数は、令和2年度30,414件でしたが、令和3年度は34,470件に増えました。内容は、福祉サービスの利用をはじめ、不安の受け止め、生活や人間関係の悩み、就労など多岐にわたり、その対応には障害者福祉等の高い専門性が必要となっています。精神科病院長期入院者にピアサポーター等が退院の動機づけを行う地域移行プレ相談事業の支援件数は、令和2年度は166件、令和3年度は155件となり、若干減少しました。精神障害者グループホーム活用型ショートステイ利用者は、令和2年度は174件、令和3年度は284件となり、回復傾向にあります。</p>
評価と課題	<p>令和3年4月の基幹相談支援センターの設置に伴い、地域生活支援拠点を整備しました。今後は、基幹相談支援センター等に配置されたコーディネーターを中心に、緊急時の対応が必要な障害者に対して、事前に「緊急時対応計画」を作成する取組を進めるとともに、緊急時にはその計画に基づき、短期入所、居宅介護、重度訪問介護などのサービス利用や利用者を取り巻く地域の支援のネットワークにより、緊急時も障害者が安心して地域で暮らし続けられる体制を整えます。また、重度化・高齢化した障害者の地域生活の支援にあたっては、民間事業者とも連携して専門性の高い人材の確保・育成の取組を実施します。さらに、病院や施設から地域に戻る障害者への支援について、コロナ禍により面会等が制限される中、地域移行促進部会等で情報を共有し、新たな取組につなげます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>令和3年4月に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点を整備したことにより、地域の支援機関のネットワーク構築をすすめていきます。緊急時の対応については、基幹相談支援センターと障害者地域相談支援センターにコーディネーターを配置し、緊急時対応計画の作成及び対応等に関するコーディネートを実施してまいります。緊急時対応ショートステイや緊急時支援者派遣などの事業についても、事業者を増やす取り組みを進めてまいります。</p> <p>重度化・高齢化した障害者の地域生活の支援にあたっては、専門性の高い人材の育成が不可欠であり、地域の障害福祉に関わる事業者共同で研修やイベントなどの各種取組を、事業者とともに発展させてまいります。</p> <p>新型コロナウイルス対応生活支援事業については、感染状況を踏まえ、段階的に事業を縮小・終了してまいります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00781)

事務事業名称	発達障害者支援の充実	款 04	項 01	目 03	事業 043	整理番号	198
現担当課名	障害者施策課	係名	管理係	連絡先 電話番号	1148	昨年度 整理番号	213
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実				予算事業区分	既定事業	
事業開始	平成26年度	実行計画事業	目標 04	施策 17	計画事業 04		
令和 3年度 担当課名	障害者施策課				事業評価区分	一般	

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	杉並区に居住する、知的障害を伴わない18歳から50歳未満の発達障害の診断を受けている者及び疑いのあるもの。	根拠法令等 (1) 発達障害者支援法 (2) 杉並区発達障害者支援事業成人期プログラム実施要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○障害についての理解を深め、自己の特性を見直すことにより、対人関係能力の向上や維持を図り、安定した生活を送ることを目的とする。 ○発達障害者の家族が、障害の特性やより良いかかわり方を学ぶ機会を得ることで、当事者が安定した生活につながることを目指す。	活動指標 指標名 (1) 青年期プログラムの延べ人数 指標説明 指標名 (2) 家族教室の参加延べ人数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○青年期及び成人期の発達障害の方を対象にコミュニケーションスキルや自己理解を深める専門プログラムを提供する。 ○プログラムや家族教室の講師は専門の講師に依頼し、謝礼を支払う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) プログラム終了者のステップアップ率 指標説明 ステップアップした人数÷プログラム終了者×100 指標名 (2) 家族教室参加後の満足度 指標説明 参加者へのアンケート調査による満足度

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 人	452	672	359	60	88	0	146.7	65.0
活動指標 (2)	2 人	25	0	0	25	54	50	216.0	
成果指標 (1)	3 %	83	75	86	75	75	0	100.0	
成果指標 (2)	4 %	0	0	0	75	85	0	113.3	
事業費	5 千円	2,930	5,038	3,437	2,705	1,757	983	特記事項	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0	余暇支援プログラムは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりプログラムを中止したことがあったため予算未執行が生じました。 令和3年度に職業訓練プログラムを終了したため事業費が減額しています。 令和3年度から新たに家族教室について成果指標を追加しました。	
(内) 委託費	7 千円	32	34	31	20	5	20		
職員数	8 人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
	9 人	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.00		
人件費	10 千円	8,718	8,718	8,503	8,503	8,343	8,343		
	11 千円	308	308	363	363	368	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	11,956	14,064	12,303	11,571	10,468	9,326		
単位当たりコスト (12-6)÷1)	13 円	26,451	20,929	34,270	192,850	118,955	0		
財源	受益者負担分	14 千円	0	0	0	0	0		
	国からの補助金等	15 千円	0	0	0	0	0		
	都からの補助金等	16 千円	2,120	2,518	2,518	1,352	862		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0	
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	2,120	2,518	2,518	1,352	862	491	
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	9,836	11,546	9,785	10,219	9,606	8,835		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 198

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	青年期プログラムの実施		54	回
	家族教室の実施	5	回	119
	余暇支援プログラム	10	回	250
	その他 (アセスメントシート評価会議)			34
事業実績	<p>青年期プログラムは、週に1回、自分を知り他者との交流からコミュニケーションスキルを学ぶプログラムや、運動、外出等を体験するプログラムを実施しました。家族教室では、医学的な理解を深めるとともに、心理・社会的側面から発達障害者の特性を学ぶ講座を実施しました。余暇支援プログラムでは、すでに当事業を卒業した方を対象に月に1回、ピアサポートすることを目的としてゲームなどのレクリエーションを実施しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>平成26年度に事業を開始した当時は、知的障害のない成人期の発達障害の方が使える障害福祉サービスはほとんどない状況でしたが、事業開始以降、成人期の発達障害の方を対象とした障害福祉サービスや医療機関も充実してきています。また、相談者の層にもここ数年変化がみられ、義務教育終了後から概ね25歳の方 (以下、青年期) の相談が増えています。青年期は、医療や教育のはざまにある年代であり、使える社会資源が少ないことから、当事者の支援に向けた関係機関との連携の強化が課題です。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>発達障害の支援は、教育・保健・就労・福祉の各分野で行われていますが、教育や医療のはざまの世代である青年期の方たちの相談の受け皿が少ないことから、相談支援を充実させる必要があります。</p> <p>特に、就労支援機関やひきこもりを支援する機関に発達障害による課題を抱えた方もいることから、支援機関の発達障害者への対応力を向上させ、各機関が連携を促進することが求められています。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>青年期プログラムの参加者数は目標を上回ったものの、区内1か所で開催した場合、通所が困難であるなど新たな参加者の掘り起こしが困難であることことから、令和3年度でプログラムを一旦終了しました。</p> <p>家族教室については、当事者への対応に課題を抱えた家族が参加し、本人理解や社会資源について情報を提供したことで、一定の評価が得られました。</p>
評価と課題	<p>青年期プログラムは、より多くの方が参加できるようアクセスのしやすい場所での実施先確保に向けて検討する必要があります。</p> <p>発達障害のある方が相談機関や支援機関につながりにくいといった課題があることから、新たに発達障害者向けの専門相談を開始しました。また、各種相談・支援機関の担当者による実務担当者会を年に2回開催し関係機関の相互連携を促進するとともに、研修を通して相談スキルの向上を図りました。</p> <p>余暇支援プログラムは、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中は休止としましたが、開始から数年が経過し当事者が集い、サポートしあう関係性が生まれています。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善) ・実施主体の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>青年期の発達障害者の相談については、医療や教育分野のはざまの時期にあり、行政や民間機関での相談やつながりが必要です。発達障害者のグループワークについては、一旦終了としましたが、参加者がアクセスしやすい区内3か所のすまいる (障害者相談支援センター) の実施を目指し、すまいる職員が安心してプログラムが実施できるよう研修体制を整える必要があります。</p> <p>また、令和4年度から開始した発達障害者の方が障害福祉サービスを利用する際の専門相談 (心理士) を継続し実施する必要があります。</p> <p>実務担当者会は、関係機関のネットワークを強化し対応力の向上を図るため、今後も継続していく必要があります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00841)

事務事業名称	障害者生活支援サービス	款 04	項 01	目 03	事業 059	整理番号	200
現担当課名	障害者施策課	係名	障害者手当・医療係		連絡先 電話番号	1145	昨年度 整理番号
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実				予算事業区分	既定事業	
事業開始	令和 3年度						
令和 3年度 担当課名	障害者施策課				事業評価区分	一般	

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	在宅の重度心身障害者（児）で各事業ごとに支援を必要とする方	根拠法令等	(1) 杉並区心身障害者おむつ支給要綱 (2) 杉並区重度心身障害者等緊急通報システム（民間方式）事業運営要綱
事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）	○障害者が住み慣れた地域で引き続き暮らせるよう、衛生の保持や健康の増進、生活の安全の確保等のほか、経済的な負担の軽減を図る。	活動指標	指標名（1） 受給者数（おむつ） 指標説明
活動内容（事務事業の内容、やり方、手段）	○おむつ支給：月8,000円を限度に現物支給する。 ○緊急通報システム：緊急事態に陥った際、自動的に民間警備会社に通報する。 ○理美容サービス：理美容券を発行し訪問理美容サービスを提供する。 ○電話料助成：固定電話の回線・配線・機器使用料及び月60通話分の通話料を助成する。 ○寝具洗濯乾燥：月1回、ふとん乾燥車で自宅を訪問し、寝具の乾燥を行う。年に2回、寝具の水洗いも行う。	指標名（2）	緊急通報システム新規設置台数
		成果指標	指標名（1） おむつの一人当たり年間総支給額 指標説明
		指標名（2）	緊急通報システム設置台数累計 指標説明

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 人				950	908	940	95.6	96.2
活動指標 (2)	2 台				5	4	5	80.0	
成果指標 (1)	3 千円				70	72	70	102.9	
成果指標 (2)	4 台				43	35	41	81.4	
事業費	5 千円				72,457	69,710	70,670	特記事項 令和3年度に他の複数の事務事業から統合しました。	
(内) 投資的経費等	6 千円				0	0	0		
(内) 委託費	7 千円				71,717	69,098	69,951		
職員数	常勤職員数（再任用含）	8 人			0.50	2.20	2.55		
	上記以外の職員	9 人			0.00	0.50	0.40		
人件費	常勤職員分（再任用含）	10 千円			4,252	18,016	19,584		
	上記以外の職員	11 千円			0	1,838	1,470		
総事業費 (5+10+11)	12 千円				76,709	89,564	91,724		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円				80,746	98,639	97,579		
財源	受益者負担分	14 千円			0	0	0		
	国からの補助金等	15 千円			0	0	0		
	都からの補助金等	16 千円			272	1,085	162		
	その他の補助金等	17 千円			0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円			272	1,085	162		
	差引：一般財源 (12-18)	19 千円			76,437	88,479	91,562		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %				0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 200

	内 容	規模	単位	事業費（千円）
主な取組	おむつ支給	908	人	65,825
	緊急通報システム	35	人	1,251
	理美容サービス	190	人	1,199
	その他（電話料助成、寝具洗濯乾燥、知的障害者（児）位置探索システム等）	59	人	1,347
	その他（事務費ほか）			88
事業実績	<p>その他の事業のうち、電話料の助成対象者は26人（個人電話18人、福祉電話8人）、寝具洗濯乾燥サービスは12人、位置探索システムは21人にサービスを提供しました。一方で、三輪自転車購入費助成の新規申請はありませんでした。</p>			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>おむつ、理美容サービス、及び寝具洗濯乾燥サービスは平成31年1月に年齢要件を撤廃したため、障害者が年齢に関係なく継続してサービスが受給できる仕組みが整いました。</p> <p>緊急通報システムは、平成25年から消防庁方式から民間方式によるシステムに切り替えました。</p> <p>知的障害者（児）位置探索システムは、令和2年度に全登録者に対する実態調査の後、使用していない方々からの返却があったことで登録者数が減少しました。ほかに類似の民間サービスが多いこともあり、令和3年度の異動は返却のみでした。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>電話料の助成は、携帯電話の普及に伴い、固定電話の利用者が年々減少していることから、令和3年度は対象者に利用状況のアンケートを行いました。その結果、聴覚障害のためFAX（固定電話）が必需品である、視覚障害のため携帯電話は操作できないなどの意見があり、引き続き一定の需要が継続していく見込みです。</p> <p>三輪自転車購入費助成は、数件の相談はあったものの、申請はありませんでした。障害者の外出支援に三輪自転車が適切か事業の継続も含めて検討していく必要があります。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>おむつは年齢要件の撤廃以降、新規申請や高齢者の介護用品の支給等からの移行などによる申請件数が急増し、令和3年度は制度改正の前年と比べ1.5倍となりました。</p>
評価と課題	<p>緊急通報システムは、ベッドから身体を起こしてもらうなど介護目的での利用が散見されたため、ケアマネージャーとも連携し改善を求めました。引き続き制度の適正な利用を実施します。</p> <p>おむつ支給は、子ども用も含めて今後も申請者の増加が予測されます。利用者の声を聞きながら品目の拡充などに努めていきます。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>おむつは引き続き利用者の増加が予測されるため、必要な予算を確保していきます。</p> <p>寝具洗濯乾燥、緊急通報システム、位置探索システム、三輪自転車は今後も利用者の減少が予測されるため、サービスが必要な方には制度の周知に努める一方で、適切な予算規模を見極める必要があります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00842)

事務事業名称	障害者手当等支給	款 04	項 01	目 03	事業 062	整理番号	201
現担当課名	障害者施策課	係名	障害者手当・医療係		連絡先 電話番号	1145	昨年度 整理番号
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実				予算事業区分	既定事業	
事業開始	令和 3年度					主要事業 (区政経営報告書掲載事業)	
令和 3年度 担当課名	障害者施策課				事業評価区分	一般	

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	受給要件に該当する心身障害者 (年齢制限、所得制限あり)	根拠 法令 等	(1) (2)	杉並区心身障害者福祉手当条例 杉並区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○心身に障害を有する者等に手当を給付することにより、福祉の増進と経済的負担の軽減を図る。 ○外出困難な心身障害者の自立した生活と社会参加、及び経済的負担の軽減を図る。	活動指標		
		指標名 (1)		受給者数 (心身障害者福祉手当 (精神含む)・介護手当)
		指標説明		
		指標名 (2)		福祉タクシー券利用者数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○心身障害者福祉手当：一定の障害等級、障害状況により、月額17,000円、11,500円、5,000円を支給する。 ○タクシー利用券：一定の障害を有する者に月5,300円の福祉タクシー券を支給する。	指標説明		
		成果指標		
		指標名 (1)		心身障害者福祉手当 (精神含む)・介護手当の年間総支給額
		指標説明		
		指標名 (2)		発行した福祉タクシー券の利用率
		指標説明		支払済み乗車料金÷発行した福祉タクシー券の額面総額

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 人				5,250	5,194	5,288	98.9	98.9
活動指標 (2)	2 人				6,500	6,203	6,500	95.4	
成果指標 (1)	3 千円				915,000	912,775	921,115	99.8	
成果指標 (2)	4 %				70	67	70	95.7	
事業費	5 千円				1,976,366	1,954,931	2,001,389	特記事項	
(内) 投資的経費等	6 千円				0	0	0	令和3年度の事務事業の統合により、「原爆被害者への見舞金支給」「重度脳性麻痺者介護事業」「心身障害者医療費助成等」「難病患者福祉手当」「タクシー利用券の交付」「自動車燃料費助成」「リフト付きタクシー補助券の交付」が加わりました。また、令和2年度までの「おむつ支給」は事務事業名「障害者生活支援サービス」内の事業となりました。	
(内) 委託費	7 千円				295,956	280,796	303,901		
職員数	8 人				9.20	8.86	8.35		
上記以外の職員	9 人				0.00	1.30	2.30		
人件費	10 千円				78,228	69,860	67,297		
上記以外の職員	11 千円				0	4,778	8,453		
総事業費 (5+10+11)	12 千円				2,054,594	2,029,569	2,077,139		
単位当たりコスト (12-6)÷1)	13 円				391,351	390,753	392,802		
財源	14 千円				0	0	0		
国からの補助金等	15 千円				112,100	114,860	13,488		
都からの補助金等	16 千円				13,503	13,431	13,488		
その他の補助金等	17 千円				0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円				125,603	128,291	26,976		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円				1,928,991	1,901,278	2,050,163		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %				0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 201

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	国制度手当 (特別障害者手当、障害児福祉手当、経過の福祉手当)		546	人
	心身障害者福祉手当 (精神障害者福祉手当含む) ・介護手当	5,193	人	912,649
	難病患者福祉手当	2,783	人	541,579
	タクシー利用券、リフト付タクシー補助券、自動車燃料費助成	8,623	人	314,999
	その他 (特別児童扶養手当事務費ほか)			33,092
事業実績	<p>国の制度による手当は、特別障害者手当を369人、障害児福祉手当を168人、経過の福祉手当を9人に支給しました。区の制度の心身障害者福祉手当 (精神障害者福祉手当含む) ・介護手当は5,193人に支給しました。</p> <p>タクシー利用券は6,203人、リフト付きタクシー補助券は842人、自動車燃料費助成は1,578人に支給しました。</p> <p>その他、原爆被爆者への見舞金や、重度脳性麻痺者の介護人への手当を支給しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>区の心身障害者福祉手当は昭和46年、介護手当は昭和48年開始で、ともに平成12年から所得制限を導入しました。</p> <p>特別児童扶養手当、特別障害者手当等の国の手当は昭和39年に開始しました。</p> <p>心身障害者福祉手当は、平成23年4月から精神疾患を持つ方への支援策として、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に加えました。</p> <p>タクシー券、自動車燃料費助成等の移動に関する事業は、令和3年4月より段階的な所得制限を導入しました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>手当は国の手当、区の手当とも微増、微減を繰り返しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。</p> <p>タクシー券、自動車燃料費助成等の移動に関する事業は、令和3年4月以前からの利用者で所得超過者については激変緩和措置として4年度は半額実施、令和5年度は所得制限内の方のみ支給の対象となるため、受給者数の減少が見込まれます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>令和3年度はタクシー利用券の利用率、自動車燃料費の助成件数とも前年度を下回りました。令和4年度以降は所得制限の導入と精神障害者への対象拡大の影響を踏まえた目標値に修正を行います。</p>
評価と課題	<p>国の手当については、身体障害者手帳が不要である特別障害者手当の認知度が上がり、相談、申請件数が増加しました。必要な方に必要な手当を支給できるよう、丁寧な説明に努めていきます。</p> <p>区の手当については、日付を遡っての転出や手当の支給対象外施設への入所、所得の更正等による返還請求を行う事例が増加しています。令和3年1月に稼働した新システムを活用し、事前に受給者情報を的確に把握した上で、返還金が発生した場合には対象者へ丁寧な説明を行うことで確実に過払い金の解消に努めていきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>区の手当は、特に難病患者福祉手当について、難病の認定数が増えたこと、杉並区独自の診断書による給付を認めていることもあり、受給者は増加の一途をたどっています。抜本的な制度改正が実施されない限り、今後も受給者数、支給総額ともに増加が続くことが予測されます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00227)

事務事業名称	基幹相談支援センター等の維持管理	款 04	項 01	目 06	事業 014	整理番号	218
現担当課名	障害者施策課	係名	地域ネットワーク推進係	連絡先 電話番号	1175	昨年度 整理番号	232
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実	予算事業区分	既定事業				
事業開始	平成25年度						
令和 3年度 担当課名	障害者施策課	事業評価区分	施設維持管理				

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	障害者地域相談支援センターすまいる (高円寺) 基幹相談支援センター	根拠 法令 等 (1) (2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 杉並区障害者地域相談支援センター事業実施要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) ○利用者が安心して快適に施設を利用できるよう、設備の維持管理を行う。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	障害者地域相談支援センター相談件数 障害者地域相談支援センター(3所)の年間合計相談件数	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段) ○障害者地域相談支援センター(すまいる)及び基幹相談支援センターの光熱水費・各保守点検・清掃業務・警備委託等(按分)の負担を行う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明		

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 件	27,274	30,000	30,414	30,000	34,470	35,000	114.9	89.1
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3								
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	2,557	2,602	2,361	5,550	4,943	5,458	特記事項 令和2年度までは障害者地域相談支援センターすまいる高円寺だけでしたが、令和3年度から新たに基幹相談支援センターが加わったため、計画及び実績額が増加しました。また、障害者地域相談支援センターの維持管理費(修繕費)の支出を要しなかったため、令和3年度予算執行率が89.1%となりました。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	1,759	1,857	1,737	4,486	4,092	4,483		
職員数	8 人	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
	9 人	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
人件費	10 千円	2,615	2,615	2,551	1,472	1,488	1,488		
	11 千円	308	308	363	363	368	368		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	5,480	5,525	5,275	7,385	6,799	7,314		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	201	184	173	246	197	209		
財源	受益者負担分	14 千円	0	0	0	0	0		
	国からの補助金等	15 千円	0	0	0	0	0		
	都からの補助金等	16 千円	0	0	0	0	0		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	0	0	0	0	0		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	5,480	5,525	5,275	7,385	6,799	7,314		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 218

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	光熱水費の支出		2	所
施設保守管理委託		2	所	3,656
維持管理経費の支出		2	所	436
	その他 ()			
事業実績	<p>障害者地域相談支援センター高円寺は、杉並福祉事務所高円寺事務所と高円寺障害者交流館と併設のため、光熱水費、施設保守管理委託費、維持管理経費が按分(10%)になっています。基幹相談支援センターは、令和3年度にウェルファーム杉並複合施設等内に設置したため、光熱水費、施設保守管理委託、維持管理経費等が按分(2.1%)になっています。各主管施設の管理のもと、施設設備の定期的なメンテナンスを行い、業務運営に支障が出ないようにしています。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見(期待・要望・苦情等)	
事業の今後(3~5年)の予測と方向性	
計画(目標値)に対する実績(指標の分析等)	
評価と課題	<p>令和3年度から基幹相談支援センターが加わり、維持管理経費の増額がありました。各主管施設の管理のもと、施設設備の定期的なメンテナンスを行い、節電等の対策も行いながら、業務運営に支障が出ないようにしていきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性(見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し(改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>障害者地域相談支援センター高円寺は、杉並福祉事務所高円寺事務所と高円寺障害者交流館と併設のため、光熱水費、施設保守管理委託費、維持管理経費が按分(10%)になっています。基幹相談支援センターは、令和3年度にウェルファーム杉並複合施設等内に設置したため、光熱水費、施設保守管理委託、維持管理経費等が按分(2.1%)になっています。光熱水費等の値上がりもあり、節電等の対策を行いながら経費の節約に努めていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 224

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	防火設備整備助成		7	所
	「親なき後」の障害者への住まいの支援			183
	その他 ()			
事業実績	<p>コロナ禍の影響で、令和2年度には実績が無かった防火設備助成については、例年より多くの申請がありました。原材料等の物流の改善、工事業業者のコロナ対応の充足から、工事の進捗が進んだためと思われます。一方で、開設準備に関する相談は、小型物件が多く見られ、開設準備助成に該当する案件は見られませんでした。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>障害者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、障害者の住まいの確保が求められています。特に、障害者グループホームの設置については、障害者団体や保護者等から要望が多く寄せられており、民間事業者による整備に加えて、区有地を活用した整備にも取り組んでいます。</p> <p>また、障害者の住まいの確保に向けて平成30年度から杉並区居住支援協議会障害者専門部会を設置し、検討及び啓発セミナーを開催しました。</p> <p>「親なき後」の住まいの確保について関心が高まっており、家族の高齢化などによる支援機能が低下しても、住み慣れた地域で安心して日常生活を送るため、グループホームの更なる建設を求める声が寄せられています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>障害者が住み慣れた地域で生活していくための基本となる住まいについては、要望に対してまだ数が充足していない状況です。しかし一方で、区内では障害者が日常生活を行っていく際の支援が充分提供されない事例が報告されており、これからは一層の建設を進めていくと同時に、グループホームの質をいかに確保するかが、課題となっています。</p> <p>杉並区居住支援協議会障害者専門部会を設置し、検討及び啓発セミナーを開催していますが、グループホーム建設に興味を持っていただいている方に生活支援の必要性を合わせて伝えることで、数と質の両輪を担保していくことが重要となっています。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>重度障害者グループホーム定員数については、開設に関する相談はありませんでした。これは、物件に必要とされる条件が影響していると思われます。この原因として、都内不動産の好況が伝えられる中で、今後は不動産市況の影響を確認していくことが必要と思われます。</p> <p>グループホームの防火設備整備助成数については複数の申請相談があり、例年より多い件数の対応をしました。一昨年度にはコロナ禍の影響で工事がなく、遅滞した分が先送りされたことで、3年度の申請が増加したものと分析しています。</p>
評価と課題	<p>杉並区居住支援協議会障害者専門部会では、セミナーを開催した際に専門部会委員の他建築士やセミナー講師が相談員となって、土地所有者と運営者の個別相談を実施しています。コロナ禍など社会情勢の影響から、建設資材の高騰等も続いています。この相談を機に、グループホーム開設に向けて動く不動産所有者や運営事業者が増えるよう、次年度以降も相談機会を確保していきます。</p> <p>グループホームの開設には、土地建物所有者と運営者の契約、施設リフォーム等の経費負担、都への申請手続などが必要なため、今後は、専門部会のセミナー・相談会からグループホームの開設・運営までを一連の流れとして支援し、同時に課題である質の確保と両立させるために、運営事業者への働きかけも行うことで、グループホームの数と質の確保を目標に取り組んでいきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>障害者本人やその家族等支援者の高齢化を受け、グループホーム入居を希望する障害者の需要が増加していると見込まれており、入居希望者に対する定員は充足していません。一方で質の確保も課題であり、開設までを総合的に支援していくことで、生活支援の確保を目指します。</p> <p>これまで東京都の施設整備補助金を受けない新規開設のグループホームへの区防火設備助成を行っていますが、数と質の向上に効果があることから継続します。同時に、開設までの総合的支援を充実することで、運営事業者とのマッチングや開設手続きなど、煩雑さからグループホーム開設を諦めてしまう事業者などに対し負担の軽減を図るため、専門的知識が必要となる土地建物所有者と運営者とのマッチングの仕組みを作り、グループホームの開設に向けて取り組んでいきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00311)

事務事業名称	障害者施設入所者等に対する健診	款 04	項 05	目 01	事業 003	整理番号	307
現担当課名	保健サービス課	係名	管理係	連絡先 電話番号	4526	昨年度 整理番号	323
上位施策No・施策名	17 障害者の地域生活支援の充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	平成21年度						
令和 3年度 担当課名	保健サービス課			事業評価区分	一般		

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	区内の障害者施設等の入所者・通所者で他に健康診査の機会のない者	根拠 法令 等 (1) 地域保健法 (2) 杉並区障害者施設等健康診査実施要領
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○民間の健診機関では対応困難な障害者に対して健康診査の機会を提供し、障害者の健康管理に役立つ指導を実施する。	活動指標 指標名 (1) 健診受診者数 指標説明 指標名 (2) 受診施設数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○荻窪、高井戸、高円寺の各保健センターで施設入所者・通所者の健康増進や自己管理を目的に必要な検査等を行い、その結果に基づいて、個別及び施設の健康管理責任者に説明や指導を行う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 健診受診者数対前年度比 指標説明 指標名 (2) 受診施設数対前年度比 指標説明

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度 計画	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 人	464	464	342	370	299	300	80.8	73.1
活動指標 (2)	2 所	22	23	21	21	20	20	95.2	
成果指標 (1)	3 %	97.7	97.7	73.7	108.0	87.4	100.0	80.9	
成果指標 (2)	4 %	100.0	104.5	95.5	100.0	95.2	100.0	95.2	
事業費	5 千円	8,287	9,579	6,779	9,096	6,649	8,798	特記事項 新型コロナウイルス感染症のため、実施状況は令和2年度と同様でした。従事する医師等の数の減少、感染予防のための定員縮小による受診者数が減少し、これにより予算執行残となっています。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	1,846	2,499	1,515	2,234	1,387	1,923		
職員数	8 人	1.72	1.19	1.12	0.96	0.95	1.67		
	9 人	0.10	0.60	0.40	0.50	0.50	0.40		
人件費	10 千円	14,151	9,108	8,912	8,163	7,892	11,904		
	11 千円	308	1,848	1,451	1,814	1,838	1,470		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	22,746	20,535	17,142	19,073	16,379	22,172		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	49,022	44,256	50,123	51,549	54,779	73,907		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	0	0	0	0	0	0		
	16 千円	0	0	0	0	0	0		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	0	0	0	0	0	0		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	22,746	20,535	17,142	19,073	16,379	22,172		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 307

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	医師及び看護師等謝礼の支出		3	所
	血液等検査委託	3	所	949
	健診用品、検査材料の購入	3	所	378
	心電計保守点検委託、心電計賃貸借	3	所	716
	その他 (郵券の購入)			41
事業実績	障害者施設健診は、3保健センター (荻窪、高井戸、高円寺) で実施しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>昭和56年度から成人病相談の一環として、検査を受ける機会の少ない障害者を対象に一般健診を各保健所で実施し、平成11年度からは障害者施設通所者について小規模事業所従事者対象の事業所健診の一環として各保健センターで実施しました。平成20年度の国の健診制度改革に合わせて小規模事業所健診は終了しましたが、障害者については民間医療機関では対応に難渋することが多いため障害者施設健診として継続して、平成22年度からは3保健センター (荻窪・高井戸・高円寺) のみで実施しています。X線検査については平成26年度からは荻窪保健センターのみで対応しています。</p> <p>他に健診の機会のない者が対象で、施設でかかりつけ医を持つよう取組を進めているため、受診者は減少傾向にあります。主治医がいても家族の負担等から施設健診を希望する声もあります。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>事業開始時からの変化で、現在保健センターにおける成人健診事業は障害者施設健診のみとなっています。このため実施体制を維持することが難しく、また健診コストも高くなっています。一方、障害者の健診に対応できる民間医療機関は増えてきていると推察されます。</p> <p>第6期障害者福祉計画において、「障害者の健康増進」として、身近な医療機関で健診を受けられる環境の整備を進めるとされており、保健センターでの健診実施の必要性は低くなっていくと考えられます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため受診者が密とならないよう定員を縮小しました。施設の協力も得て特定健診や主治医での健診などが可能な方には保健センター以外の医療機関で受診してもらい、受診者数が1割程度となりました。そのため、受診者数に関わる活動指標、成果指標は目標に達していません。ただし、施設数に関わる指標はほぼ目標通りです。受診者一人当たりのコストは55,000円程度と高コストになっています。</p>
評価と課題	<p>障害者施設等の入所・通所者に健診の機会を確保するという事業であり、一定の成果を上げています。一方、受診施設が毎年ほぼ同じであり、かつ高コストであることから、公平性や費用対効果の課題があります。障害者にとって、日頃の様子を把握している主治医や障害者施設の嘱託医師、近隣のかかりつけ医などで定期健診を行うことは、発見から治療への連続性、また治療の継続性の観点から有益ですが、かかりつけ医等で健診を受けることが困難な障害者も一定数存在しており、受け入れ先がなく保健センターでの実施が妥当な状況です。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	実施主体の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>今後、障害者施設通所者等が民間医療機関等で健診を受けられる体制が可能かどうか、関係課、各障害者施設及び保護者等と意見交換を引き続き図っていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 321

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	精神障害者の社会復帰訓練事業の実施		231	回
	その他 ()			
事業実績	<p>コロナ禍の中、1日通してのプログラムの実施は難しい状況でしたが、感染予防に留意しながら計画通り実施しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>昭和50年に保健所業務が区に移管されるとともに、社会復帰訓練事業を開始しました。回復途中にある精神障害者の方が身近な施設で参加しやすいよう、各保健センターでプログラムを実施しています。</p> <p>「発達障害者支援法」に基づき、平成26年からは保健センターでの社会復帰訓練事業のプログラムを見直し、発達障害者支援事業の連携事業として位置付けました。令和元年から連携事業の1つである心理教育プログラムについては、就労支援プログラムと効率的な実施を図るため、障害者施策課に移管して実施しています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>精神障害の方の割合は今後も減ることなく推移すると考えられます。発達障害の方を含め、精神障害の方が相談できる場は以前に比べ増えています。保健所に寄せられる相談は他機関では対応できない困難性の高いものになっています。今後も、保健所に寄せられる相談は複雑で困難性の高いものが多いと予測され、相談支援を展開する上で、社会復帰訓練事業は有益な事業であることから、引き続き他施策の動向を見ながら、その時々に応じた事業展開を図ります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>社会復帰訓練事業は保健師の地区活動と連動する事業ですが、令和3年度は令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対応に多くの保健師が従事したため、参加者を増やす取組が十分に行えず実績が伸びませんでした。</p>
評価と課題	<p>社会復帰訓練事業は、精神科病院からの退院者や引きこもり傾向の方については、地域に出るファーストステップの場であり、また発達障害の方については社会性を身に着ける場となっています。コロナ禍の中、利用者にとっては外出及び仲間と交流する機会となり、引きこもり予防の一助となっていることから、継続して事業を実施していく必要があります。</p> <p>コロナ禍で飲食や外出の機会が制限される中、これまで実施していた活動が十分実施できないことから、ウィズコロナ、アフターコロナの社会状況に応じた事業のあり方を模索し実施していくことが課題です。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>社会復帰訓練事業は、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために有益な事業です。新型コロナウイルス感染症により従来の実施内容は見直しつつも、事業規模は現状維持とし、利用者が社会復帰に向けたステップアップが図れる場として事業を推進します。</p>	

令和4年度外部評価 質問票

施策17 障害者の地域生活支援の充実(担当:高山委員)

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
1	施策全般	委員記入欄	活動指標となっている障害に関する手帳支給決定者・所持者数を手帳別に教えてください。(身体・愛の手帳・精神別)
		所管課回答欄	令和4年4月1日現在の各手帳所持者数は以下のとおりです。 ①身 体 12,278人 ②愛の手帳 2,768人 ③精 神 4,673人(※3月31日現在)
2	施策全般	委員記入欄	成果指標(2)の数値についてですが、令和3年度の目標値が令和2年度の実績値を下回っております。通常は、さらなる展開を期し、実績値を上回るものと考えます。理由について、教えてください。
		所管課回答欄	当該指標は前総合計画の施策指標となっていたため、数値は修正しませんでした。障害者が抱える課題を解決し、充実した生活を送れるよう障害者の相談事業を推進しました。
3	施策全般	委員記入欄	同様に、職員数についても、常勤・上記以外の職員数の合計が、令和2年目標値68.32、実績75.06であるのに対し、令和3年目標値が71.31と、前年の実績を下回った数値を設定した理由はどのようなものでしょうか。
		所管課回答欄	令和2年度の実績は、超過勤務の実績が含まれたものになっていますが、令和3年度の目標値を設定するに当たっては、業務効率化などを進め超過勤務を縮減することを目標に掲げ、記載の数値を設定しました。
4	施策全般	委員記入欄	グループホームについて、令和2年実績値と令和3年目標値が同じ数値であるのはどのような理由によるのか。今後の見通しでは、グループホームは整備を進めるとされていることと齟齬があるのではないかと。また、グループホーム令和2年計画値が、整理番号194のものとは異なるので、ご確認ください。
		所管課回答欄	令和3年度についても、グループホームの整備を推進していくこととしておりましたが、当該指標は前総合計画の施策指標となっていたため、数値そのものは修正しませんでした。なお、施策評価表と事務事業評価表194の令和2年度の計画値の相違については、事務事業評価表の記載数値の誤りです(施策評価表記載の235人が正)。大変失礼しました。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容																					
5	障害者自立支援サービス	委員記入欄	評価と課題において、補装具費の件数が減少しているがこの理由はどのようなものなのでしょうか。2年で、1036件が790件にまで減少するのは、何らかの理由があるのではないかと考える次第です。																				
		所管課回答欄	補装具費の支給には、東京都での直接判定や医師の作成する「補装具費支給意見書」が必要です。コロナ禍において、判定のための外出や医療機関の受診を控える方も多く、装具相談を停止している医療機関もある中では、相談と書類作成が希望通り進まず、結果的に補装具費申請が出来ない状況もありました。また、そもそもの外出を控え在宅生活となっていたことから、補装具の再作成を延期する方もおり、これらのことが重なり全体的な件数が減少したと考えられます。																				
6	障害者の日常生活支援	委員記入欄	成果指標(1)在宅訪問看護事業について、前年実績を下回る目標値が掲げられているのはどのような理由によるのでしょうか。実人数が29人とのことですが、実際の在宅重症心身障害児(者)数を教えていただくとともに、見立てを教えてください。																				
		所管課回答欄	在宅レスパイト訪問看護事業の目標値については、令和元年度以降新型コロナウイルス感染症の拡大により利用回数の鈍化を予測し、実績を下回る目標値を設定していました。なお、令和4年度の在宅重症心身障害児(者)は193名です。																				
7	障害者手帳の交付等	委員記入欄	令和2年活動指標(2)の計画と実績の数値が同じものになっています。入力間違いについて、ご確認いただければと存じます。																				
		所管課回答欄	活動指標としている愛の手帳の所持者数は、年々微増の状況です。このため、計画値は手帳所持者の年間伸び率の過去5年平均を乗じて算出しています。実績は翌年度当初(令和3年4月1日)の手帳所持者としており、令和2年度の計画と実績は同数となりました。																				
8	障害者グループホームの支援	委員記入欄	グループホームの施設数を教えてください。利用者数と、グループホーム定員との関連を教えてください。成果指標が、地域で生活を始めた人数とされていますが、それ以外の方の転帰はどのような状況なのでしょうか。																				
		所管課回答欄	<p>・区内グループホームの施設数、定員、利用者数は、それぞれ以下のとおりです(R4.3月末現在)。</p> <table border="1" data-bbox="628 1554 1117 1756"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>定員</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的</td> <td>52</td> <td>323</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>身体</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>10</td> <td>80</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65</td> <td>419</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p>・通過型グループホームは、おおむね3年を目途として地域での単身生活へ移行することを目指し、移行の支援をするためのグループホームです。3年の生活の中で単身生活が難しい場合は、滞在型グループホームに移り日常生活上の必要な支援を受けながら地域生活を送ります。</p>		施設数	定員	利用者数	知的	52	323	228	身体	3	16	7	精神	10	80	41	計	65	419	276
	施設数	定員	利用者数																				
知的	52	323	228																				
身体	3	16	7																				
精神	10	80	41																				
計	65	419	276																				

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
9	発達障害者支援の充実	委員記入欄	活動指標(1)令和3年度の数値について、桁が違うのですがこちらでよいのでしょうか。特記事項にある職業訓練プログラムとは、活動指標(1)に含まれるのでしょうか。コロナ禍において、尚延べ300名の参加があった青年プログラムをいったんとはいえ中止とすることによる影響について、どのように見通したのでしょうか。
		所管課回答欄	活動指標(1)の令和3年度数値について、事業の実施手法を変更したので、誤りはありません。また、職業訓練プログラムは活動指標(1)に含まれます。なお、青年期プログラムについては、参加者の定期的なプログラムへの参加が難しいことや、新たな参加者の掘り起こしなどに課題があったことから事業を終了したものです。今後は、専門相談などにより、当該事業の対象者や相談を担う事業所に対してきめ細かな対応を図っていきます。
10	障害者グループホーム等の整備	委員記入欄	活動指標(1)について、実績に0が続いていますが、計画も0としているのは、どのような見通しによるのでしょうか。要望も多く、小型である場合相談があるということですが、例えば、援助対象を拡大するなどの方策についての検討については行っているようでしょうか。行っている場合(いない場合)、その内容(その理由)について、教えてください。
		所管課回答欄	コロナ禍と建設資材の入手困難から、当面の新規建設が無い判断で計画値を0と記載しましたが、予算要求を行っていることから、ご指摘のとおり計画値は1とすべきで、誤記載となります。大変失礼いたしました。 なお、補助対象の拡大ですが、国・都の制度が影響しています。区などの補助があると国・都補助の減算対象となり、開設法人にとって手続きが増えるだけとなるため、国・都の補助対象とならない、防災設備整備等を補助しています。

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 051

	内 容	規模	単位	事業費（千円）
主な取組	監査に伴う調査業務委託（工事監査、財政援助団体等監査）	4	件	586
	委員報酬の支出	3	人	9,084
	決算審査意見書作成	400	部	499
	事務費（消耗品の購入、郵送料等）			1,254
	その他（旅費の支給）			74
事業実績	<p>定期監査は庁内各課及び46施設で実施し、指摘1項目1件、注意13項目19件、意見・要望1項目2件、工事監査は2件実施し、意見・要望4項目4件、財政援助団体等監査は37団体を対象として実施し、注意3項目4件がありました。また、行政監査、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査、内部統制評価報告書審査を実施したほか、住民監査請求が2件、職員の賠償責任に関する監査が1件提出され監査を実施しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>昭和22年の地方自治法の制定により、監査委員制度が創設され、区においても監査委員が選任されました。定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査等を実施しています。平成30年5月には、監査の専門性の一層の向上を図るため、識見を有する監査委員を2名から3名へ増員し、議員選出監査委員を2名から1名に減員しました。また、より効果的な監査の実施と多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能を果たすことなどを目的に、令和2年2月に監査基準を策定しました。更に令和2年度から区が実施した「内部統制」に依拠した監査の実施が求められており、各部局における内部統制の整備や運用状況を確認し、その情報を令和3年度から実施された内部統制評価報告書の審査に生かして参ります。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>コロナ禍や国際経済の変動という不確実な要素もあり、区の財政状況は楽観できない状況にありますが、令和3年10月に策定された新たな基本構想の実現に向けて、様々な分野において、より一層、計画的・効率的な行政執行に努め、基本構想の実現と持続可能な財政運営を両立させていくことが求められています。こうした状況を踏まえ、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、監査委員の職務の重要性はますます高まっています。令和2年度に開始した区の内部統制体制を踏まえ、内部統制に依拠した監査を行うとともに、内部統制評価報告書の審査を行う等、実効性のある監査の充実に向け監査体制を強化していきます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>活動指標である「監査実施件数」及び「監査委員会議実施回数」については、新型コロナウイルス感染症の抑止するために対応している各部局の負担軽減等を勘案しつつ監査等を実施したものの、各実績は令和2年度より増加し、おおむね計画通り実施しました。</p> <p>成果指標については、「指摘、注意及び意見・要望事項についての対応状況」は、毎年すべての指摘、注意及び意見・要望事項について、対応状況が提出されているため100%となっています。指摘等の件数については横ばい傾向にありますが、指摘等の事項を部内各課で情報共有を図るとともに、指摘等を受けた部が、事務処理マニュアルの整備や内部統制制度における「リスク評価・対応策シート」の活用などにより、適切な事務処理を行うよう対応している成果だと認識しています。</p>
評価と課題	<p>新型コロナウイルス感染症の再拡大を考慮し、各部局の負担軽減と即応力の確保を図るため、定期監査、工事監査及び財政援助団体等監査の監査対象を減じて実施しました。</p> <p>合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、定期監査をはじめ工事監査、決算審査など195件の監査等を実施し、不適切な事務処理などについて指摘・注意等を行った結果、所管部局において改善など適切な対応がなされました。また、決算審査意見書において、今後の区政運営について、「持続可能な行財政運営」、「総合計画及び実行計画の着実な推進」、「職員の育成」、「ICTを活用した区民サービスの向上等」の4項目について意見・要望を付しました。令和4年度も効率的かつ効果的な監査を実施し、行財政運営のチェック機能を果たすとともに監査の充実・強化を図っていきます。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>平成30年5月に監査委員条例を改正し、識見を有する監査委員を2名から3名に増員し、監査の専門性の一層の向上を図りました。また、公正かつ効果的に各種監査を行い、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能を果たすため、監査基準や令和2年度に開始した区の内部統制制度を踏まえ、各種の監査等が相互に連携して行われるよう監査を推進していきます。そして、より実効性の高い監査の実施に向けた検討を行い、監査の充実に努めます。</p>	

令和4年度外部評価 質問票

事務事業051 監査委員・事務局の運営(担当:岩下委員)

質問No.	質問内容
1	<p>委員記入欄</p> <p>定期監査等の各監査ごとの監査委員の作業日数と作業時間(インタビュー、現地視察、報告等の作業別)を教えてくださいましてでしょうか。 ※作業時間については定期監査のみで可。</p> <p>所管課回答欄</p> <p>1 各監査ごとの監査委員の監査等の実施日数(審議等の回数) ①定期監査34回、②工事監査11回、③行政監査10回、④財政援助団体等監査14回、⑤住民監査請求による監査12回、⑥職員の賠償責任に関する監査5回、⑦決算等審査14回、⑧健全化判断比率審査7回、⑨内部統制評価報告書審査6回、⑩例月出納検査14回【令和3年度の実績】 ※1回の監査委員会議で、複数の監査等の審議を行うことが通例であるため、監査委員会議開催回数を超える回数となっています。</p> <p>2 定期監査の実施時間(概算)等 ①総実施時間(審議等の時間):約49時間 ②実施時間の内訳 ・ヒアリング:各部1回、約8時間30分(政策経営部30分、総務部45分、区民生活部60分、保健福祉部90分、子ども家庭部60分、都市整備部60分、環境部30分、会計管理室15分、教育委員会70分、行政委員会等45分) ・実地監査:16回(1回約2時間、計約32時間) ・その他の審議(実施計画、実施通知、復命、講評、報告・公表等):約8時間30分</p>
2	<p>委員記入欄</p> <p>1 活動目標(1)としての「監査実施件数」、成果目標(1)としての「指摘、注意及び意見・要望事項についての対応状況」とも、令和2、3年とも実績が計画比の100%で当初から100%となることが想定されている指標値ではないでしょうか。より努力目標的な活動内容を活動指標として選択することはできないでしょうか。 2 また、「監査委員会議開催回数」が活動目標(2)として設定されていますが、計画回数に満たない実績回数について、どのような理由によるものでしょうか。 3 加えて、成果指標(2)の「指摘、注意及び意見・要望事項の件数」の計画値が令和2、3年ともゼロとなっており、実績値はそれぞれ32件となっておりますが、計画値がゼロというのは現実的な数値とおもわれないため、現実的な目標数値にするか、別の指標に置き換えるべきではないでしょうか。</p> <p>所管課回答欄</p> <p>1 結果として100%になったものであり、当初から100%となることが想定されている指標値ではありません。指標としては、「監査の質の向上」が考えられますが、数値の設定が困難です。 2 監査委員会議開催回数については、月4回で目標値(48回)を設定しています。令和3年度の月別の実績回数は次のとおりです。 4月4回、5月8回、6月7回、7月5回、8月9回、9月4回、10月1回、11月2回、12月1回、1月1回、2月1回、3月4回 監査委員会議開催回数は、住民監査請求の件数により、大きく変動します。令和3年度は、住民監査請求の審議件数が1件のため、目標値よりも少ない回数となっています。 なお、令和元年度は、住民監査請求が6件提起され、監査委員会議開催回数は63回となっています。 3 指摘、注意及び意見・要望事項の件数を事前に想定することが困難であり、また、当該件数は0であることが望ましいものであることから、従来から計画値を0と設定しています。令和元年度から3年度までは、31件、32件、32件とほぼ同じ件数で推移していますが、平成29年度は61件、平成30年度は48件となっています。</p>

事務事業051 監査委員・事務局の運営(担当:岩下委員)

質問No.	質問内容	
3	委員記入欄	常勤職員数が、令和3年で10.8人と記載されておりますが、監査委員事務局専任で10.8人おられるということでしょうか。もし専任でない場合は、概算で結構ですが、どのくらいの割合が監査委員事務局としての業務に関係していますでしょうか。
	所管課回答欄	区の行政評価マニュアルでは、事業に携わった職員数(管理職を除く。)について、超過勤務時間の職員換算分を加えて算定することとされています。令和3年度の監査委員事務局の職員数は、常勤職員5人、再任用職員5人の10人で、0.8人が超過勤務時間の職員換算分になります。10人全員が監査委員事務局専任の職員です。
4	委員記入欄	各種監査に関し、監査委員による監査は、日数が限られている中、一定規模の企業においては内部監査人が配置されています。一般企業のように専任の内部監査を担当する職員を監査委員事務局の部署などを改編して配属させ、業務の効率性を含め、日常的な業務として内部監査機能をもたせることについて、区としてのお考えはどうでしょうか。
	所管課回答欄※	適切な行政運営を確保するに当たり、首長から独立した権限・立場を持つ監査委員による監査を実施することが、必要不可欠であると認識しております。 また、会計事務の公正性、効率性の確保を目的に実施する自己検査や、内部統制制度の運用などを通し、日常的な業務として、適切な事務の執行に努めているところです。
5	委員記入欄	公表されている「令和3年度杉並区内部統制評価報告書」で、前年度の監査委員の「杉並区内部統制評価報告書審査意見書」での意見・要望に基づき、ICT領域について以下の2つのリスクを追加した旨記載されています。 【大項目】財務事務に関するICT管理 (1)【小項目】コンピュータウィルス感染 (2)【小項目】システムのブラックボックス化※1(システム仕様等の把握不能) 地方公共団体も含めサイバー攻撃等情報セキュリティリスクが高まる中、今後、行政監査などで情報セキュリティをテーマに取り入れる計画はございますでしょうか。
	所管課回答欄	現時点では、「情報セキュリティ」を行政監査のテーマとする計画はありませんが、今後、テーマとする可能性はあります。

※質問No.4の回答について

「区としてのお考え」というご質問の内容であったため、当該事務事業の所管課である監査委員事務局ではなく、区長部局において回答しております。

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 112

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	管理運営 (指定管理者)		9	施設
	管理業務委託	5	施設	183,694
	上井草スポーツセンター運動場防球ネット改修工事			84,076
	高井戸温水プール特定天井安全対策工事			44,228
	その他 (光熱水費、修繕、備品購入など)			115,858
事業実績	<p>9施設について、令和4年度以降の次期指定管理者を選定し、指定管理者が変更となる施設について事業者間の業務引継ぎを円滑かつ適切に行いました。</p> <p>また、各施設においては、安全・安心に施設を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した運営を行いました。施設整備については、上井草スポーツセンターの運動場防球ネット改修工事などの老朽化対策、高井戸温水プールの特定天井安全対策工事等を実施しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	
評価と課題	<p>コロナ禍において、各施設では、国等のガイドラインを踏まえた利用人数の制限や定期的な消毒などの感染症対策の徹底を図りつつ運営し、教室参加者を含む施設利用者は、コロナ前の利用実績の9割程度まで回復しました。</p> <p>今後は、各施設における設備の老朽化や安全面への対応が必要となることから、耐用年数などを考慮しながら、計画的な改修・修繕等を進めていきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	各施設、設備の老朽度に伴う改修の優先度・緊急度を踏まえ、必要な経費を計上していく予定のため。	

令和4年度外部評価 質問票

事務事業112 体育施設の維持管理(担当:奥委員)

質問No.	質問内容
	<p>委員記入欄</p> <p>令和3年度の事業実施状況の主な取組として「管理運営(指定管理者)」は9施設、「管理業務委託」は5施設とあるが、これらの内容と違いについて説明いただきたい。あわせて、運動場12か所、体育館6か所、プール5か所の維持管理については、施設立地を考慮して複数の施設を組み合わせてひとつの指定管理者に任せるといったやり方が採用されているはずであるが、その場合の区と指定管理者との役割/責務の線引きの仕方と維持管理のあり方がどのようになっているのか、整理して説明していただきたい。</p>
1	<p>所管課回答欄</p> <p>○指定管理者と管理業務委託との違いについて 指定管理者と管理業務委託の違いは、区が直営するか否かです。指定管理者には、公の施設の管理運営として主に使用料と指定管理料を財源に、建物保守、受付、小修繕等を、民間事業者が持つ専門的な知識、技術や経験を活かし施設等の効用を最大限に発揮して、安全かつ効率的・効果的に行うことを求めています。特にスポーツ施設では、教室やイベント等を企画運営することを含めて行政の施策を推進することを求めています。また公の施設の管理運営に合わせ自主事業として収益事業を行うことで、安定した経営を行うことが可能です。(①上井草SC、②妙正寺体育館、③荻窪体育館、④大宮前体育館、⑤高円寺体育館、⑥永福体育館、⑦松ノ木運動場、⑧下高井戸運動場、⑨高井戸温水プール) 一方、管理業務委託は、指定管理者による運営では十分な効果が得られない施設や学校施設を区直営で管理運営するもので、業務仕様にに基づき専門性の高い業務や効率的な人員配置を、民間事業者が履行するものです。(①塚山公園運動場、②井草森公園運動場、③和田堀公園プール、④杉並第十小学校温水プール、⑤蚕糸の森公園運動場)、そのほかに区職員を配置している施設として①柏の宮公園運動場、②馬橋公園運動場があります。</p>
	<p>○体育施設のグループ化による区と指定管理者の役割/責務の線引き等 体育施設等の指定管理者制度は、平成18年度から開始しました。 この間の実績を踏まえ、令和4年度からは、小規模な施設も含めたスケールメリットを生かした3つのグループで指定管理者化を行いました。 区と指定管理者との役割や責務については、施設の管理運営に係る一切の業務を指定管理者が行うもので、区は、指定管理者により、区民へ適切なサービス提供が行われているか管理監督を行う責務を担っております。 なお、区の管理監督の結果、指定管理者に対し、業務の改善、是正勧告などの処置が必要なときは、区長から指示命令を行うこととなりますが、これに従わない場合などは、期間を定めて業務の全部もしくは一部停止や指定管理者の取り消しができる権限を区が持っています。そうした場合、区は、公の施設における区民の福祉の向上を図ることをを継続する実質的な管理責任が問われます。</p>

令和4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00270)

事務事業名称	学童クラブ事業	款	04	項	02	目	01	事業	034	整理番号	259
現担当課名	児童青少年課	係名	管理係					連絡先電話番号	4402	昨年度整理番号	274
上位施策No・施策名	24 子ども・青少年の育成支援の充実							予算事業区分	既定事業		
事業開始	昭和39年度	実行計画事業	目標	05	施策	24	計画事業	02			
令和3年度担当課名	児童青少年課							事業評価区分	一般		

令和3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	保護者が就労等で昼間留守家庭となる区内在住・在学の小学生	根拠法令等	(1) 児童福祉法第6条の3第2項 (2) 杉並区児童青少年センター及び児童館条例、同施行規則
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○家庭、学校、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るなど、児童の健全育成支援を目的とする。	活動指標	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○児童一人ひとりが尊重され、安心して安全に、楽しく過ごせる放課後等の集団生活の場を提供する。 ○児童の受入時間 平日 下校時から午後6時まで (延長利用は午後7時まで、学校休校日は午前8時から受入) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで 休業日 日曜、休日、年末年始	指標名 (1)	学童クラブ数
		指標説明	
		指標名 (2)	受入可能枠
		指標説明	4月時点の受入可能枠
		成果指標	
		指標名 (1)	入会児童数
		指標説明	4月時点の入会児童数
		指標名 (2)	待機児童数
		指標説明	翌年4月時点の待機児童数

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和3年度	令和3年度	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績				対計画比 (%)
活動指標 (1)	1 か所	47	45	45	48	48	50	100.0	95.0	
活動指標 (2)	2 人	4,930	5,316	5,316	5,557	5,557	5,975	100.0		
成果指標 (1)	3 人	4,605	5,163	4,851	5,178	4,983	5,432	96.2		
成果指標 (2)	4 人	242	0	233	0	242	0	0.0		
事業費	5 千円	594,776	856,378	840,341	1,065,026	1,012,265	1,271,167	特記事項		
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0			
(内) 委託費	7 千円	561,735	816,321	808,021	1,028,045	978,245	1,235,311			
職員数	常勤職員数 (再任用含)	8 人	96.60	80.60	86.10	79.90	84.00	84.40		
	上記以外の職員	9 人	31.00	25.10	26.00	29.00	26.00	25.70		
人件費	常勤職員分 (再任用含)	10 千円	825,279	688,323	714,133	663,572	683,902	690,621		
	上記以外の職員	11 千円	95,480	77,308	94,328	105,212	95,550	94,448		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	1,515,535	1,622,009	1,648,802	1,833,810	1,791,717	2,056,236			
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	32,245,426	36,044,644	36,640,044	38,204,375	37,327,438	41,124,720			
財源	受益者負担分	14 千円	206,322	218,209	172,915	230,476	223,097	242,909		
	国からの補助金等	15 千円	193,548	202,998	228,588	231,821	226,806	234,687		
	都からの補助金等	16 千円	193,548	202,998	226,018	235,789	215,292	236,818		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	593,418	624,205	627,521	698,086	665,195	714,414		
	差引：一般財源 (12-18)	19 千円	922,117	997,804	1,021,281	1,135,724	1,126,522	1,341,822		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	13.6	13.5	10.5	12.6	12.5	11.8			

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 259

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童クラブ運営業務委託		20	所
	民間児童クラブ運営費助成	2	所	22,400
	おやつ代助成	442	人	8,708
	その他 (事務費ほか)			11,318
事業実績	区立児童クラブ (直営28クラブ、委託20クラブ) の運営のほか、民間児童クラブへの運営費の補助や区立児童クラブを利用している就学援助受給世帯等へのおやつ代の助成を実施しました。 令和4年4月から新たに4学童クラブ (桃一、八成、桃三、井荻) の運営を委託するため、事業者の公募・選定や引継ぎ等の準備を進めました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	共働き家庭の増加や核家族化の進展等による保育需要の高まりに連動し、学童クラブ需要も年々増加しています。入会児童数は、この10年間で約1.7倍となり、約2,300人増加しています。 【入会児童数】 平成24年4月：3,207人 令和2年4月：4,851人 令和3年4月：4,983人 令和4年4月：5,490人 【待機児童数】 平成24年4月：44人 令和2年4月：242人 令和3年4月：233人 令和4年4月：242人 「学年が上がると学童クラブに入れなくなることがある。希望する者は、必ず入会できるようにしてほしい」等の意見が寄せられています。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	当面は保育需要に連動して、学童クラブ需要も増加していくと予測されるため、各学童クラブの状況等に応じた受入枠の拡大等を図る必要があります。 働きながら安心して子育てができる環境の充実を図るため、今後も、児童館再編 (学童クラブの学校内移設等) の取組を基本に受入枠の拡大を進めるとともに、学童クラブの運営の質の向上に向けた取組を強化していきます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	待機児童を解消するため、小学校内等に学童クラブを整備するとともに、既存学童クラブの育成室の拡張等を行うことにより、418名の受入枠の拡大を図りましたが、全体として242名の待機児童が発生しました。
評価と課題	増加する学童クラブ需要に対応するため、令和4年4月に向けて、7所の小学校内へ学童クラブの整備 (移転整備含む)、3所の既存学童クラブの拡張などに取り組み、418名の受入枠を拡大したことにより、当該学童クラブでは概ね待機児童の解消を図ることができました。しかし、学童クラブは児童の自力通所であることから、広域的な入会調整が難しく、局所的に待機児童が発生し、全体として待機児童の解消には至りませんでした。すべての地域において待機児童解消を果たせるよう、児童館再編の取組を急ぐ必要がありますが、学校内移設等を直ちに行えない地域もあり、他の手法についても検討する必要があります。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善) ・実施主体の見直し
予算の方向性の理由・内容	引き続き、学童クラブ需要の増加が見込まれ、受入児童数の変化に応じて事業費が増加します。また、医療的ケア児の受入や福祉サービス第三者評価の実施、学童クラブ入退室管理システムの導入による事業費が増加します。	

令和4年度外部評価 質問票

事務事業259 学童クラブ事業(担当:高山委員)

質問No.	質問内容	
1	委員記入欄	活動指標(1)学童クラブ数は、令和元年に47であったものが、令和2年に45と減少したのはどのような理由によるのでしょうか。
	所管課回答欄	<p>○杉並第四小学校と杉並第八小学校を統合した高円寺学園の開校に合わせて、令和元年度まで運営していた、杉並第四小学校に対応する高円寺北学童クラブと杉並第八小学校に対応する高円寺中央学童クラブの2クラブを統合して、令和2年度より新たに高円寺学園学童クラブ(1クラブ)を運営しています。</p> <p>○また、浜田山学童クラブ(浜田山児童館内)と浜田山第二学童クラブ(浜田山小学校内)の2クラブとしていたものを、浜田山児童館の学童クラブ専用館化に合わせて、令和2年度より、1クラブとして一体的に運営しています。</p> <p>○これらの統合により、学童クラブ数が47から45に変更となっています。</p> <p>○なお、学童クラブ数は減少していますが、全体の受入数は増加しています。</p>
2	委員記入欄	局所的に不足がみられるとのことですが、小学校区別にみると、各地域にいくつの学童クラブがあり、どの地域で不足が表れているのでしょうか。また、そこでの取り組みとして行っていることについて、教えてください。
	所管課回答欄	<p>○区の学童クラブは、各区立小学校(40校)に対応する形で、計50所設置(令和4年度時点)しており、基本的に、各小学校区に1か所は対応する学童クラブが存在しています。</p> <p>○また、学童クラブ需要は、保育需要に連動して全区的に需要が増加しており、ほぼ全域で不足が現れるようになってきています。</p> <p>○区では、この間、近年の需要増に応えるため、小学校内への移設等による既存学童クラブの受入枠拡大や2か所目の学童クラブ(第二学童クラブ)の整備を計画的に進めてきましたが、これらの取り組みをを直ちに行うことが難しい学童クラブに集中して多くの待機児童が発生する形となっています。</p> <p>○待機児童が発生している学童クラブにおいては、受入枠拡大や第二学童クラブの整備ができないか引き続き検討を進めており、先頃も、令和5年4月に向けて4所の学童クラブの受入枠を拡大するための補正予算を区議会に提案させていただいたところです。</p> <p>○また、並行して、学校の長期休業期間(夏季・冬季・春季)中の待機児童の居場所として、開館時間前の児童館施設を活用した「おはようタイム事業」を実施するなどの代替策を講じています。</p>

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 048

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	新有権者への啓発 (パスデイクカード送付)	3,665	件	669
	話しあいの会等推進委員謝礼の支出	29	回	63
	ポスターコンクールの実施	465	点	174
	啓発紙の発行 (若年啓発冊子、明るい選挙推進委員だより)	3	回	495
	その他 (協議会運営ほか)			894
事業実績	<p>18歳を迎える新有権者に対し選挙への関心を喚起するため、例年同様パスデイクカードを送付しました。令和3年度は3,665人に送付し、そのうち18人から選挙サポーターの希望申込がありました。また、明るい選挙啓発ポスターコンクールでは、昨年を大きく上回る465点の作品応募があり (昨年は268点)、明るい選挙推進委員及び選挙管理委員が選考した作品を区内2カ所で展示しました。そのほかの若年層への啓発として、若年啓発冊子の第2号を発行し区内の全大学に配布しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>明るい選挙推進活動は、当初は区民の生活と政治及び選挙の関わりや仕組み等、明るい選挙の理解を深め実現していくことでしたが、現在では、政治や選挙に対する意識の高揚を中心とし、特に若年層の投票率の向上に力を入れ活動しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区議会議員選挙における20歳代投票率 H7: 18.16%、H11: 20.25%、H15: 18.77%、H19: 20.46%、H22: 35.67% (区議補選)、H23: 20.38%、H26: 13.15% (区議補選)、H27: 21.40%、H30: 14.62% (区議補選)、H31: 20.35%、 区議会議員選挙における10歳代投票率 H30: 27.97% (区議補選)、H31: 35.17%
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>少子化の影響により若年層の総数が減少していく中で、若年層の投票率向上がますます重要となっています。そのため、若年層が投票へ行きたくくなるような啓発方法を、幅広い世代の方の意見を取り入れながら引き続き検討していきます。また、SNSやITを活用した事業など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を考慮した新たな取り組みを検討していきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を優先させたため、明るい選挙推進委員による「話しあいの会」活動の開催や、小・中学校での模擬投票の実施、生徒会選挙への物品貸出などの実績が低調となりました。今後、感染状況が収束に向かうことで実績も増加していく見込みです。</p> <p>また、感染状況を注視しながら、これまで実績のない新たな学校に対し、模擬投票・出前授業実施の協力依頼を呼び掛けていきたいと考えています。</p> <p>なお、明るい選挙推進委員が開催する話しあいの会等の延べ開催数については、今後の件数の推移によっては、目標値の見直しを行う必要があると考えます。</p>
評価と課題	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大懸念は今後も続きますが、感染状況を注視しながら、可能な範囲で、引き続き小・中・高等学校における模擬投票・出前授業の実施や生徒会選挙への物品貸出等に注力していきます。また、これまで実績のある学校以外にも協力依頼を行うとともに、SNSやITの活用など、新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されない新たな取り組みも検討していきます。</p> <p>さらに、若年層の投票率向上のため、区内大学等の若年層が集まる場所で、選挙時に使用する啓発資材へのデザイン募集や投票立会人等の従事者を広く募るなど、若年層向けの啓発事業を強化していくことが今後の課題です。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>選挙や政治に対する意識高揚を図り投票率の向上につなげていくためには、投票率の低い若年層の投票率の向上が不可欠です。現在、18歳有権者 (予定者) へのパスデイクカードの配布、若年層の投票立会人の活用等を行っており、こうした中でもしっかりと政治や選挙に対する意見を持っている若者もいます。平成30年度から実施している、18歳から29歳までの若年層のボランティアを募集し、選挙啓発活動への参加を呼びかける選挙サポーター制度では、学校への啓発活動 (生徒会選挙での物品の貸出・出前事業・模擬投票) 等への参加・選挙時啓発資材デザインの作成などにより選挙に対する意識向上に努めています。こうした若年層向けの取り組みを明るい選挙推進協議会と連携しながら、長い視点で取り組んでいく方針です。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症により「話しあいの会」や学校での啓発が大幅に制限される中、SNSやITを活用した3密を避けた新たな啓発事業を検討していきます。</p>	

令和4年度外部評価 質問票

事務事業048 選挙に関する常時啓発事務(担当:田淵委員)

質問No.	質問内容	
1	委員記入欄	<p>高校や大学・ショッピングセンター・駅構内等、公的以外の期日前投票が可能な投票所の設置について、杉並区の対応状況をお知らせください。 また、若者と政治をつなげる団体について、杉並区の状況をお知らせください。</p>
	所管課回答欄	<p>公的以外の期日前投票が可能な投票所は現在ありません。 ショッピングセンター(タウンセブン)で期日前投票所を設けられないか検討をした経緯がありますが、衆院選など突発的な選挙の際の会議室の確保が困難である等の理由から導入を見送りました。 若者と政治をつなげる団体について、杉並区は現在ありませんが、選挙サポーターを募り、選挙時に投票立会人などに従事してもらっています。</p>
2	委員記入欄	<p>選挙活動や投票行動に係る、視覚(点字投票は対応)・聴覚の不自由な方への対応について、杉並区の状況をお知らせください。</p>
	所管課回答欄	<p>聴覚障害者への対応は、全ての投票所にコミュニケーションボードを用意していません。 視覚障害者への対応は、点字シールを使用した選挙のお知らせの発送や点字・音声版選挙公報を希望者に配布しています。 今後、投票記載台で使用する視覚障害者用調光ライトの導入を検討しています。</p>
3	委員記入欄	<p>【指標について】 ・活動指標及び成果指標の目標値について、設定根拠をお示しください。 ・活動指標(1):杉並区内の明るい選挙推進委員は何名でしょうか。また、話し合いの会以外の活動状況をお知らせください。 ・活動指標(2):模擬投票と生徒会選挙への物品貸出は、目的が異なるのではないのでしょうか。 ・選挙サポーターの登録者数・活動実績について、指標化されていないのはなぜでしょうか。</p>
	所管課回答欄	<p>・活動指標及び成果指標の目標値の設定根拠について、(1)は話し合いの会・推進協議会・運営協議会・編集会議の開催予定数を活動指標の目標値として設定し、それぞれの会議の構成委員が毎回全員出席した場合の延べ人数(ただし、話し合いの会は推進委員による自主開催であるため、1回10人程度の出席を目標)を成果指標の目標値として設定しています。(2)は区内全小・中・高校の半数の学校での実施を目指して活動指標の目標値として設定しています。成果指標については、模擬投票の開催実績を踏まえ、年間20校で実施することを目標としており、各校平均100人(1学年)が参加するため、2,000人を設定しています。 ・明るい選挙推進委員は114名です。その他の活動は、コロナ禍で開催が難しい状況の中、明るい選挙推進協議会・編集会議・運営会議への参加(会議数:8回 参加人数:延べ93人)、選挙の際の街頭啓発活動、管理者・立会人への参加(都議選:延べ143人 衆院選:延べ155人)等です。 ・模擬投票と生徒会選挙への物品貸出は、ともに若年層への啓発を目的にしています。 ・選挙サポーターの活動は、選挙時の啓発活動が主であり、年毎に選挙の有無・数が異なるため、指標になじまないためです。</p>

事務事業048 選挙に関する常時啓発事務(担当:田淵委員)

質問No.	質問内容	
4	委員記入欄	事務事業評価表の「評価・課題」では、今後の方針及び課題は示されていますが、評価がなされていません。当該事業について、どう評価しているのでしょうか。
	所管課回答欄	新有権者に対するパスデーカードの送付をきっかけに、年々若年層による選挙サポーターの人数が増えています。また、若年層啓発冊子の区内全大学への初配布や明るい選挙啓発ポスターコンクールへの応募作品数が昨年を大きく上回るなど、当該事業を通して一定程度若年層が選挙に興味を持つきっかけを作ることができました。一方で、コロナ禍により話しあいの会が行えない状況や小・中・高校での模擬投票の実施等が低調な状況が続いており、目標値に対する実績がかなり低くなっています。感染状況を注視しながら、可能な範囲で取組を推進するとともに、感染状況に左右されない新たな取組を検討する必要もあると考えます。
5	委員記入欄	令和3年実施の都議選における23区内の投票率について、どう分析しているのでしょうか。とくに、文京区の投票率について、どう捉えているのでしょうか。
	所管課回答欄	杉並区の投票率は44.01%であり、東京都全体の平均42.39%を上回っており、23区では上位5番目です。文京区の投票率は48.66%で、杉並区との差は4.6ポイントです。杉並区と文京区で差が大きい年代は10代及び20代です。文京区は若年層啓発グループがあり、この点が杉並区との若年層投票率の差が生じる一つの要因であると思われます。今後、杉並区は高校生や大学生、地域の方等と積極的に連携し啓発活動を行っていく方針です。

<施策評価>

目標□ △△△△△△△△△

施策○ □□□□□□□□□□

施策目標 (令和3年度の姿)			
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績
成果指標			

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)																					
今後の施策の方向	○ 拡充	<input checked="" type="radio"/> サービス増	○ 現状維持	○ 効率化	○ 縮小・統廃合																
改善・見直しの方向(中長期)	<p>○今後の施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡 充……………コストを増やし、成果をさらに上げる ・サービス増……………コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる ・現状維持……………コスト・成果とも現状を維持する ・効率化……………コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する ・縮小・統廃合……………コストを削減して、成果も縮小する(サービスの縮小または他施策に統合) 																				
今後の施策のあり方や方向性を記入している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>成果増</th> <th>成果維持</th> <th>成果減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コスト増</td> <td>①拡充</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コスト維持</td> <td>②サービス増</td> <td>③現状維持</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コスト減</td> <td>—</td> <td>④効率化</td> <td>⑤縮小</td> </tr> </tbody> </table>						成果増	成果維持	成果減	コスト増	①拡充	—	—	コスト維持	②サービス増	③現状維持	—	コスト減	—	④効率化	⑤縮小
	成果増	成果維持	成果減																		
コスト増	①拡充	—	—																		
コスト維持	②サービス増	③現状維持	—																		
コスト減	—	④効率化	⑤縮小																		

【外部評価】

施策内容への評価	<p>○評価の視点や課題認識、内容は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果 ・効率化 ・区民サービスの向上 ・事業の改善 ・実施方法 など <p>○改善・見直しの方向性や取組が妥当か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善・見直しに当たり、留意すべき点などについて、不足している視点がないか 				
今後の施策の方向	○ 拡充	○ サービス増	○ 現状維持	○ 効率化	○ 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>○分かりやすい記載内容か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章構成や表現がわかりやすいか ・どのような視点や項目があったら、よりわかりやすくなるか <p>○指標(活動指標・成果指標)が適切か</p>				
施策を構成する事務事業についての意見					

【外部評価に対する所管の対処方針】

--

